



CSR報告書

2025年版

2025年6月1日／2025年7月16日（一部改訂）



一般社団法人

埼玉県環境検査研究協会



CSR 報告書 2025 発刊にあたって

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口裕司



当協会は、大気、水質などの環境計量証明業、飲料水及び浄化槽の法定検査、環境研究や環境啓発などの公益事業という3つの機能を有している機関であり、環境分野におけるCSV（Creating Shared Value：企業と社会の共益の創造）を实践すべき法人です。

本報告書は、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の視点から2024年度の取組みをまとめました。

2024年度はパリオリンピック・パラリンピックが行われ、日本勢の活躍に大いに湧きました。その一方で、資材価格の高騰などによる影響を受け続けた1年でした。

そのようななか、2023年3月末に埼玉県登録検証機関として登録した埼玉県目標設定型排出量取引制度においては、順調に事業を展開し、地元埼玉県の企業活動に貢献してまいりました。この制度の特徴である温室効果ガス削減は持続可能な社会の実現に不可欠です。当協会が従来から行っている各種調査や測定、分析、検査においても、持続可能な社会の構築に貢献できる「社会に安全と安心を与えるための第三者評価機関」として、「時代の流れに対応できる機関」を目指して歩み続けてまいります。

今後も、当協会が継続的な改善を図り、さらに成長していくためには、皆様からのご指導、ご鞭撻が不可欠です。当協会の活動を、本報告書を通じて御覧頂ければ幸いです。

お気づきの点があれば、どうかご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

2025年6月

● 対象期間：2024年度（2024年4月～2025年3月）とし、一部同期間の前後を含みます。

● 対象範囲：本部、土呂支所、西部支所の3か所を範囲とします。

● 本報告書はエコアクション21環境経営レポートとの統合版として位置付けており、環境経営レポートとしての内容も含まれています。

目次

1. 協会概要	1
2. 事業内容	6
3. マネジメントシステム等の認定状況	7
4. 環境配慮活動	9
5. 社会貢献活動	16
6. 収益事業を通じた社会貢献	20
7. 内部コミュニケーション	22
8. 外部コミュニケーション	24
9. 代表者の評価と見直し	24
10. 第三者レビュー	25
資料編	26



1 協会概要

名称：一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
 本部：埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
 西部支所：埼玉県坂戸市八幡1-11-34
 土呂支所：埼玉県さいたま市北区土呂町1-50-4
 従業員数：117名（2025年3月末日現在）



本部



西部支所



土呂支所

組織図

役員

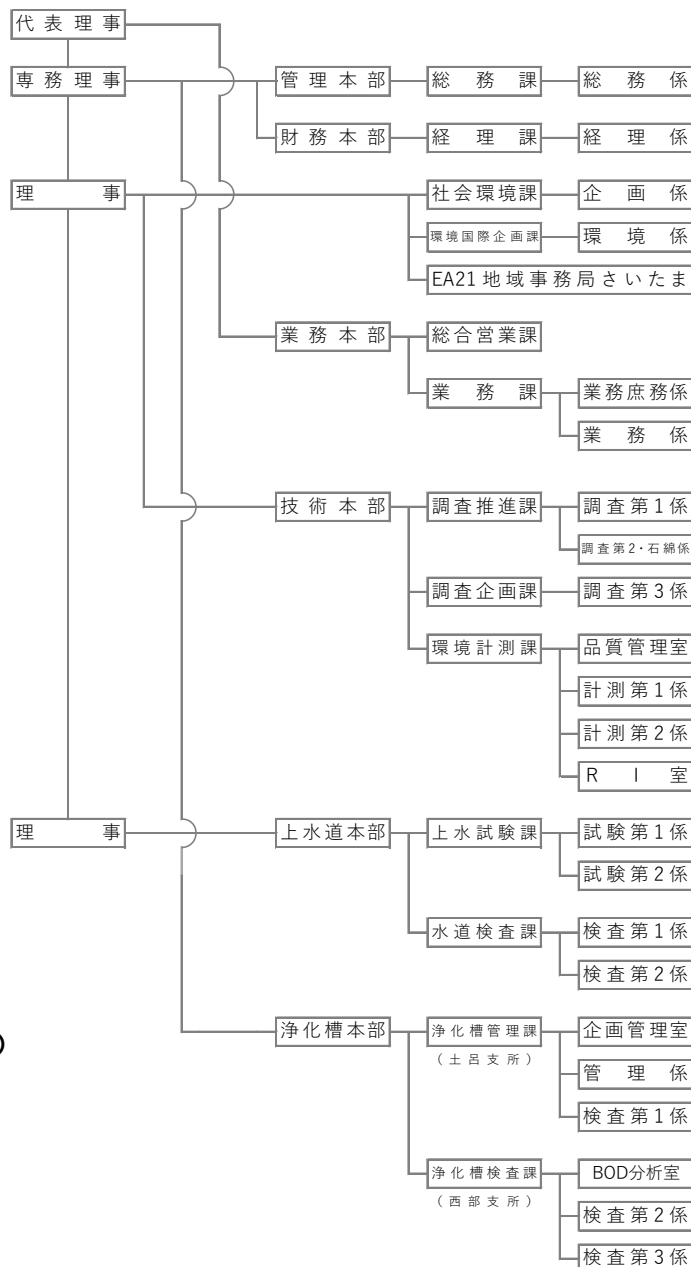
代表理事	野口裕司
専務理事	浅川進
理事	山岸知彦
理事	榊原稔
監事	坂本和彦
監事	加藤孝夫

所在

本部（別館・新館・本館）
 〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
 代表電話：048-649-1151 FAX番号：048-649-5493

土呂支所（浄化槽法定検査センター：浄化槽管理課）
 〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町1-50-4
 代表電話：048-778-8700 FAX番号：048-778-8740

西部支所（浄化槽検査課）
 〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡1-11-34
 代表電話：049-284-2911 FAX番号：049-284-2922



基本指針

【基本理念】

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会（以下「協会」という。）は「科学的な検査及び研究のもとに、人の健康を保護し、快適な生活環境の保全を図る。」という設立の目的を踏まえて、精度と品質保証の観点から、より高い技術力の確保とサービスの向上を協会運営の基本的精神と心得て、優れた品質を創出し、顧客のニーズと期待に応えます。

協会は、かけがえのない地球、かけがえのない自然を守ることが、人類共通の最も重要な課題の一つであるとの認識に立って、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、役職員一丸となって、積極的に環境の保全と改善活動に取り組み、もって堅実で安定した運営を図ります。

【事業推進方針】

協会は事業を推進するにあたり、基本理念を踏まえ、以下の品質及び環境の保全に関する行動指針に基づき、マネジメントシステムを構築し、推進し、かつ、その維持向上に努めます。

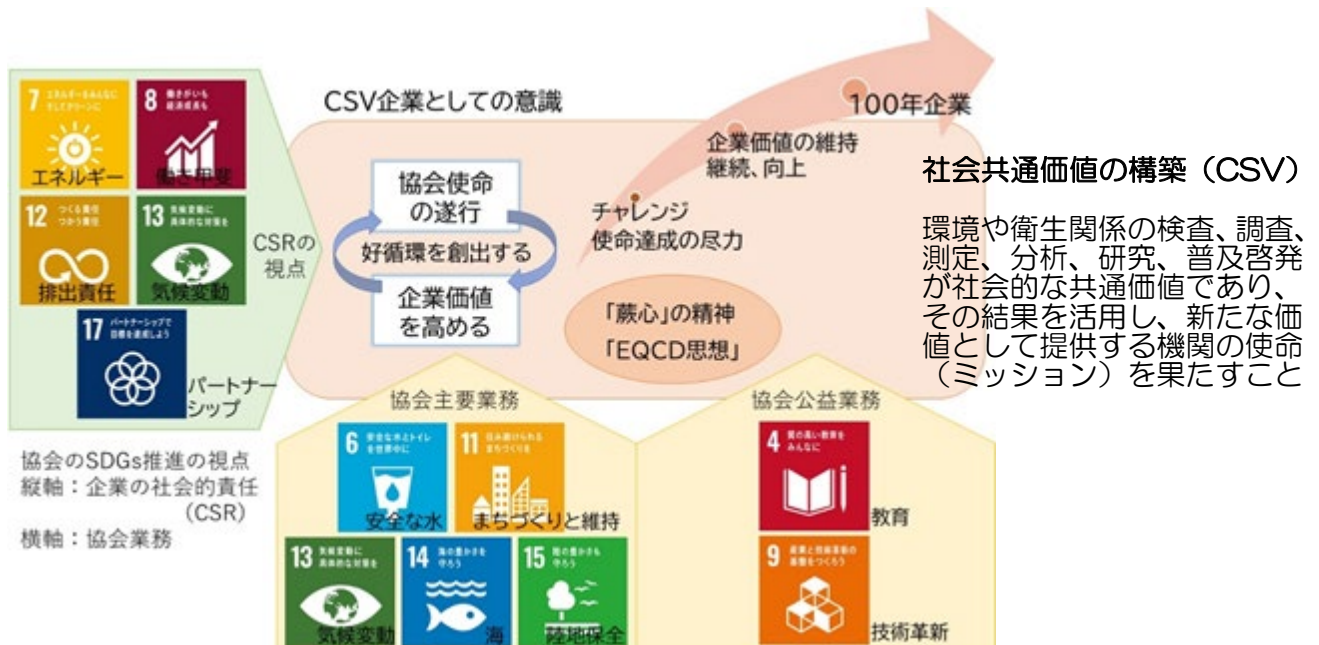
- 1 協会は、すべての事業活動において、品質及び環境へ及ぼす影響を的確に把握し、マネジメントシステムを実行するとともに、その有効性を評価して、定期的な見直しと継続的な改善を図る。
- 2 協会は、関連する法規（法令、条例、規則及び協会が同意する協定）を遵守する。
- 3 協会は、マネジメントシステムの運用を確実にするために、組織上の責任と権限及びこれらの相互関係を明確に定める。
- 4 協会は、社会的責任を自覚し、試験検査機関及び調査研究機関として公正かつ適正な業務を推進することにより、環境保全の向上に努める。
- 5 協会は、自主的な環境保全の取り組みを進め、汚染の予防に努める。
- 6 協会は特に以下の事項について、積極的な環境保全活動に取り組む。
 - 1) 節電及び自動車燃料の効率的な使用等の省エネルギー活動により、温室効果ガス排出量の削減に努める。
 - 2) 事業に伴う廃棄物の適正な管理に努め、リサイクルの向上を図る。
 - 3) 化学物質の管理の徹底を図る。
 - 4) 事業所内外の美化活動に努める。
 - 5) 簡易専用水道検査の実施を通じて、公衆衛生の向上に努める。
 - 6) 浄化槽法定検査の受検率向上により、公共水域の水質向上に努める。
- 7 協会は、この方針を役職員に周知するとともに、一般に公開する。

2021年6月1日
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口裕司

協会の事業推進の視点

環境の検査、調査、分析、研究、普及啓発を業務とする当協会は、まさにそのミッションを遂行することが**社会共通価値 CSV (Creating Shared Value)** の創造になります。

ミッションの遂行にあたって、**企業の社会的責任 CSR (Corporate Social Responsibility)** の視点に常に留意することは、環境 CSV 企業として必要不可欠です。また、CSV 及び CSR の両面において**持続可能な開発目標 (SDGs)** の達成に寄与することを目指します。



【基本理念フレーズ】

私共の責務・理念をワンフレーズにすると 「FOR ECO」

- ① For Environment 環境のために
 - ② For Customer お客様のために
 - ③ For Organization そして組織のために
- “For ECO” is connected to “For Oneself” それが「自分のため」につながる



一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
SAITAMA-KEN ENVIRONMENTAL ANALYSIS & RESEARCH ASSOCIATION

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」で193ヶ国の全会一致により「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、2030年までに、市民や行政、企業等世界中のすべての人が一丸となって、持続可能な発展を実現するための重要な指針であり、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals）」を掲げています。

SDGsの17の目標と169のターゲットとの関わりは、下表のとおりです。

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会は、FOR ECOのもとに新中期経営計画（対象期間：2022～2024年度）を掲げ、持続可能な社会の実現をめざすことで、SDGsの達成に貢献していきたいと考えています。

協会SDGs行動計画（行動指針）

※部署略称（全：全部署、総：総務課、企：社会環境課及び環境国際企画課、調：調査推進課及び調査企画課、計：環境計測課、上：上水試験課、簡：水道検査課、浄：浄化槽管理課及び浄化槽検査課）

SDGsの目標		事業活動		
		カテゴリー	部署	実行項目
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	調査・分析	調・計	環境調査（大気・水域・土壌・室内等における有害化学物質、病原微生物等の調査及びその対策）
		調査・分析	調・計	作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント（有害化学物質等による労働者の健康への影響の低減）
		調査・分析	上	上水試験（飲料水の清浄性、安全性の確認）
		施設検査・管理	上・簡	水道技術管理者としての専用水道の管理、簡易専用水道の法定検査（適正管理による安全な飲料水の提供）
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正管理による生活環境の保全と公衆衛生の向上）
	全てのの人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	新中期経営計画	全	（4）体制の強化・人財の育成 ア～オ（従業員教育、学習機会の提供）
		社会貢献	全	インターンシップや社会体験等の受け入れ
		社会貢献	全	大学等への講師派遣
		社会貢献	浄	浄化槽管理者講習会への講師派遣
		社会貢献	総・企	環境情報の発信、学習する機会の提供（環境セミナー等の開催、環境ニュースの発行、環境法規や環境課題等の情報提供）
	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	新中期経営計画	簡・浄	（2）競争力の強化 イ ⑤⑥ 簡易専用水道及び浄化槽の未受検施設の開拓（安全な飲料水の提供、水質保全）
		社会貢献	企	海外における排水処理対策の支援
		行政支援	企	市町村の生活排水処理基本計画等の策定支援
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、水処理技術の環境保全効果の評価
		調査・分析	調・計	河川等の公共用水域や排水等の水質検査
		調査・分析	上	上水試験（飲料水の清浄性、安全性の確認）
		施設検査・管理	企・浄	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた活動（公共用水域等の水質保全）
		施設検査・管理	上・簡	水道技術管理者としての専用水道の管理、簡易専用水道の法定検査（適正管理による安全な飲料水の提供）
施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正管理による生活環境の保全と公衆衛生の向上）		
	包摂的かつ持続可能な経済成長及び誰もが完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	新中期経営計画	全	（1）生産性向上 アイ（業務の効率化による生産的な雇用の促進）
		新中期経営計画	全	（2）競争力の強化 イ（新規業務の開拓や受注拡大による経済成長、生産的な雇用の促進）
		新中期経営計画	総	（4）体制の強化・人財の育成 ア ①毎年採用
		調査・分析	調・計	作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント（有害化学物質等を扱う労働者の健康保護）
		調査・分析	調・計	室内環境測定（一般的な労働者の健康保護）

SDGsの目標		事業活動		
		カテゴリー	部署	実行項目
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る</p>	新中期経営計画	全	（2）競争力の強化 ア ウ 新規業務等の創出、研究力等の強化
		新中期経営計画	全	（5）協会インフラの強化 アイ 事業継続計画の策定、社屋の改修と事務所の有効活用
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、先進的な環境技術の評価・普及促進
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	社会貢献	企	環境関連の国際協力事業への参画
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	社会貢献	全	防犯パトロール、美化活動の実施、不法投棄の監視
		行政支援	企	市町村の各種行政計画の策定支援
		調査・分析	調・計	環境調査（アスベスト、室内環境、悪臭、騒音・振動等の調査・対策による住民の生活環境の保全）
		施設検査・管理	企・浄	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた活動（住民の生活環境の保全）
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正管理による住民の生活環境の保全）
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	事業活動全般	全	エコアクション21環境経営計画の策定と実行 各種環境法令の遵守（化学物質、廃棄物等の適正管理、排水基準の遵守等）
		事業活動全般	全	GPN（グリーン購入ネットワーク）活動の実施
		事業活動全般	企	エコアクション21地域事務局（認証・登録事業者における廃棄物等の適正管理の支援）
		調査・分析	企	環境関係法令の遵守診断の実施、改正情報の提供
		調査・分析	企	生活環境影響調査の実施（廃棄物処理施設等の設置・変更時の周辺環境への影響の予測）
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	事業活動全般	全	エコアクション21環境経営計画の策定と実行（電力、自動車燃料使用の効率化等）
		行政支援	企	市町村の地球温暖化対策実行計画の策定支援
		調査・分析	企	環境技術実証事業を通じた、気候変動対策技術（空調の効率化等）の環境保全効果の評価
		調査・分析	企	省エネ診断の実施・温室効果ガス排出量検証の実施
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	調査・分析	全	海へ流入する河川における水質調査・対策による海洋環境の保全
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正な維持管理による河川の水質改善によって海洋汚染を防止）
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失を阻止する</p>	調査・分析	企	生物多様性復元事業調査の実施
		調査・分析	調・計	土壌環境等の調査及び対策による陸域環境の保全
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	新中期経営計画	全	（4）体制の強化・人材の育成 才 関係団体への参画
		社会貢献	全	災害時、有害化学物質等の調査、大規模水質事故への対応に関する協定
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、製品開発支援事業への協力




SDGs 行動指針に基づく各課の取り組みの主な成果


総務課・経理課

取り組み	資格・技能の取得推進
行動計画 目標	簡専・浄化槽検査員、水道技術管理者の増員【当該資格取得3名以上】及び資格取得率アップ【資格取得率1.5%アップ】
実績	浄化槽検査員1名が資格取得をした。 また、上記資格を含む注視している資格の取得率は2.0%アップと目標をクリアした。 引き続き資格取得を推奨し、できるだけ多くの職員がごこの部署でも対応できる人材育成に努めていきたい。
実施状況	★★☆
SDGs目標	


社会環境課・環境国際企画課

取り組み	埼玉県目標設定型排出量取引制度検証業務の推進
行動計画 目標	新規業務や業務の付加価値創出推進のため、県内初の登録検証機関として立ち上げた埼玉県目標設定型排出量取引制度登録検証機関業務を20件以上行う。
実績	年度当初に県内の約520事業所にDMを送付して業務案内を行った。 この効果が大きく、結果として年間で42件（事業所）の第三者検証業務を受託し、目標を大きく上回った。 今後も第三者検証を推進し、対象事業所の環境への取り組みの透明性と信頼性を高めていきたい。
実施状況	★★★
SDGs目標	


総合営業課・業務課

取り組み	ガソリン使用量の削減と燃費の向上
行動計画 目標	前年度と比較しガソリン使用量の削減と燃費の向上が達成したかの確認を行う
実績	ガソリン使用量は前年度が5,322.1Lに対して今年度は5,298.8Lであり0.4%の削減となり目標を達成した。 燃費も前年度が17.1km/Lに対して今年度は17.4km/Lであり1.8%改善し目標を達成した。 今後も目標に向けて環境に配慮した運転を心がけるよう取り組みを行う。
実施状況	★★★
SDGs目標	


調査推進課・調査企画課

取り組み	環境経営目標である令和2年度との比較で、平均燃費2%以上の向上
行動計画 目標	調査課車両の平均燃費が、令和2年度と比べ2%の向上ができてきているかの確認
実績	毎月、令和2年度の平均燃費と比較し、燃費の良い運転ができてきているかの確認を行った結果、年間11回（11ヵ月）の燃費向上を確認した。年間平均では令和2年度比7%の向上であった。 今後も、燃費の良い運転、低燃費車両への更新検討をすすめて、環境に配慮した活動を継続していきたい。
実施状況	★★★
SDGs目標	


環境計測課

取り組み	河川等の公共用水域や排水等の水質検査
行動計画 目標	公共用水域の水質監視、事業場排水の検査、協会排水の自主検査／自主管理基準の順守
実績	公共用水域水質調査を実施し、環境基準超過時や緊急時対応で所轄の行政機関へ速報するなど、水質監視に貢献した。事業場排水の立入検査、各事業場の自主検査等を受託し、排水基準や各施設の自主管理値等超過時の速報、水質改善対策の情報提供等を行った。 協会本館排水について、規制全項目の自主検査を月1回実施し、社内で定めた自主管理基準を順守した。
実施状況	★★★
SDGs目標	

上水試験課

取り組み	水道水質検査の信頼性の確保
行動計画 目標	外部精度管理、内部精度管理を通じて検査結果の精度を確認し、良好な結果を得ることをもって日頃の検査結果の信頼性を確保する。
実績	令和6年度に参加した環境省、埼玉県、一般社団法人全国給水衛生検査協会の外部精度管理調査はいずれも良好な結果であり、第三者による適正な検査機関との評価を得た。なお、環境省の実施した外部精度管理調査においては「第一群」に分類され、検査の実施方法においても適正であると評価を受けた。 また、社内で行う内部精度管理においても良好な結果が得た。 これらにより、上水試験課で行う日頃の検査においても一定の精度と信頼性があることが確認した。
実施状況	★★★
SDGs目標	

水道検査課

取り組み	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上
行動計画 目標	法定検査受検率向上のための検査基数の増加／年間基数6,900施設（現場検査6,400施設、書類検査500施設）
実績	令和6年度簡易専用水道検査における受検数は6,702施設（現場検査6,213施設、書類検査489施設）で、計画に対する受検率は97.1%となり、目標を達成することができなかった。 今後の検査においても丁寧で分かりやすい検査に努め給水施設の衛生管理・公衆衛生の向上と受検率向上へ努めていきたい。
実施状況	★★☆
SDGs目標	

浄化槽管理課・検査課

取り組み	河川公共用水域水質向上～浄化槽法定検査受検率向上～
行動計画 目標	法定検査受検率向上のための検査基数の増加と受検案内返信率増加／7条1,900基、11条44,000基、依頼返信率90%
実績	諸々の社会情勢の影響もある中、7条は目標基数を下回り、11条もやや下回った。（7条 1,721基、11条 43,561基） 依頼返信率は90.6%となり、目標を上回る結果となった。 法定検査受検率の向上は当面の課題であり、河川及び公共用水域の水質向上並びに環境衛生面に大きく関係する為、引き続き検査基数の増加（特に指定採水員制度の推進）及び検査依頼の返信率増加に向けて、関係各所と協力しながら努力していく。
実施状況	★★☆
SDGs目標	  

2 事業内容

測定・分析	法定検査
<p>水質</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川水、湖沼水、地下水、プール水及び排水等の分析 ● 浴槽水の水質分析 ● 飲料水の水質分析 ● 建築物衛生法に基づく飲料水水質分析 ● 農薬分析 <p>大気</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染物質の測定 (大気環境調査、降下ばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質等の測定) ● 煙道排ガスの測定 (硫酸酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、その他有害物質の測定) <p>底質・土壌</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 底質及び土壌の溶出試験及び含有試験 <p>騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場騒音、振動の測定 ● 環境騒音、振動の測定 <p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭成分の化学分析 ● 三点比較式臭袋法による臭気指数及び濃度測定 ● 三点比較式フラスコ法による臭気指数測定 <p>廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有害化学物質の分析 ● ゴミ質組成分析 ● 焼却残渣等の分析 <p>作業環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 粉じん、特定化学物質、金属類、有機溶剤、騒音等 <p>空気環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物衛生法に基づく測定 ● 学校環境衛生基準等に基づく測定 ● 室内空気中化学物質の測定 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダイオキシン類 ● アスベスト調査 ● 放射性物質測定 ● 生物調査 ● 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）による汚染状況調査 	<p>上水試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道法第 20 条に基づく水質検査 [国土交通大臣・環境大臣登録検査機関] <p>簡易専用水道検査（受水槽有効容量 10m³を超える施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道法第 34 条の 2 に基づく検査 [国土交通大臣・環境大臣登録検査機関] <p>小規模貯水水槽水道の水質検査（受水槽容積 10m³以下の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給水栓からの水の水質検査 <p>浄化槽検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽法第 7 条、第 11 条に基づく検査 [埼玉県知事指定検査機関]
調査・研究等	
<ul style="list-style-type: none"> ● 水質環境、土壌汚染、大気汚染に関する調査 ● 土壌汚染対策法に基づく調査[環境大臣指定調査機関] ● 生活環境アセスメントに関する調査 ● 各種実態調査 ● 生活環境影響調査 ● 環境及び労働安全衛生対策の実証 ● 各種基本計画策定の支援 (ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、地球温暖化対策実行計画、水安全計画等) ● 環境報告書作成支援 ● 温室効果ガス排出量検証業務 [埼玉県登録検証機関] 	
普及啓発・情報提供・社会貢献	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「環境ニュース」の発行 ● 環境関連法規などの各種情報の提供 ● 講演会及び講習会の開催並びに講師派遣 ● 研修発表、データ集計及び解析業務 ● 国、地方公共団体及び関係団体等の催事への協力 ● 「環境セミナー」、環境イベントの開催 ● 環境学習の企画提案 ● エコアクション 21 地域事務局さいたま ● エコアクション 21 認証取得の支援 ● 清掃美化活動（彩の国ロードサポート等） 	

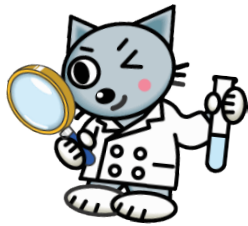


分析風景



湖沼水調査の様子

主な有資格者

Ⅰ. 測定・分析に必要な代表的資格		Ⅱ. 法定検査に必要な代表的資格		Ⅲ. 分析、事業活動を行う上で必要な代表的資格	
・技術士	4名	・水道技術管理者	6名	・公害防止管理者	14名
環境部門	2名	・簡易専用水道検査員	40名	・特定化学物質作業主任者	14名
上下水道部門	1名	・水道水質検査員	24名	・有機溶剤作業主任者	11名
衛生工学部門	1名	・浄化槽技術管理者	14名	・一般劇物毒物取扱者	5名
・環境計量士	11名	・浄化槽検査員	53名	・特別管理産業廃棄物管理責任者	3名
・測量士	1名	・浄化槽管理士	24名	・埼玉県検証主任者	3名
・土壌汚染調査技術管理者	4名				
・作業環境測定士（1種、2種）	11名				
・臭気判定士	9名				
・特定建築物石綿含有建材調査者	7名				
・アスベスト診断士	2名				
Ⅳ. 現場作業に必要な代表的資格		Ⅴ. 調査・研究等に必要な代表的資格			
・酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	46名	・博士（工学、生物資源工学）	4名		
・二級小型船舶操縦士	7名	・労働衛生コンサルタント	1名		
		・品質マネジメント審査員補	1名		
		・廃棄物処理施設技術管理者	3名		

3 マネジメントシステム等の認定状況

当協会は、1998年11月に品質マネジメントシステム ISO 9001 の運用を開始しました。環境マネジメントシステムについては2001年1月に ISO 14001 を取得し ISO 9001 との統合システムを運用してきましたが、ISO 14001 を返上し、2019年3月にエコアクション21（EA21）の認証・登録を行い、事業活動における温室効果ガスや廃棄物の削減などの環境対策と経営効率の向上を推進しています。

EA21 については2007年12月から地域事務局として認定を受け、県内企業等への本システムの普及や認証・登録の支援を行っています。

また、分析業務に関する精度管理・品質保証（水道 GLP、ISO/IEC 17025）に関する認定も受けており、業務の質の向上を常に図り、信頼の確保・向上に努めています。

さらに、多様な働き方実践企業（プラチナ）の認定を受け、従業員がいきいきと働ける職場環境づくりを推進しています。

品質・環境マネジメントシステム規格の認証取得

ISO 9001（品質）及びエコアクション21（環境）の認証を取得し、統合マネジメントシステムとして運用しています。



環境マネジメントシステムの普及支援

環境省の策定したガイドラインに基づく第三者認証登録制度「エコアクション21」の普及促進を行う地域事務局として、2007年12月1日に認定を受けています。
地域事務局名：エコアクション21 地域事務局さいたま 認定番号：044



水質・環境分析の精度管理・品質保証

水道 GLP



JWWA-GLP097 水道 GLP 認定

2013年5月28日に、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保する、水道水質検査優良試験所規範（略称：水道GLP）の認定を受けました。

ISO/IEC 17025



当協会は、ISO/IEC 17025 を認定基準とした国際 MRA 対応 ASNITE 試験事業者（認定識別：ASNITE0119 Testing）です。

ASNITE を運営する認定機関（IAJapan）は、APAC 及び ILAC の相互認証に署名しています。

認定された範囲は限られていますので、ご確認ください。

当協会の試験対象は環境水、地下水、原水、上水等の一部項目です。

SDGs に関する取組み



埼玉県 SDGs パートナー第1期登録事業者として登録

「埼玉県 SDGs パートナー」は、全県のステークホルダーがワンチームで SDGs の達成向けに取り組んでいく「埼玉版 SDGs」を共に推進する県内企業団体の登録制度です。当協会は、2021年1月31日付けで第1期登録事業者として登録（登録 No.000064）されました。

なお、2024年3月31日に報告を行い、取組みを推進しています。（報告は3年毎に行います。）



埼玉県環境 SDGs 取組宣言

「埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度」は、環境分野の SDGs のゴールの達成に向けた取組を宣言し、一定の要件を満たす企業等の取組を県ホームページ等で発信し、支援する制度です。

当協会は、2020年9月に取組を宣言しました。また、取組に関する定期報告を毎年10月に行っています。

取組企業紹介ウェブサイト：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/kigyou-rist.html>

多様な働き方・労働安全に関する取組み



埼玉県多様な働き方実践企業（プラチナ）の認定

「多様な働き方実践企業認定制度」とは、仕事と家庭の両立支援を目的に、テレワークなど、多様な働き方を実践している企業などを埼玉県が認定する制度です。当協会は9つの認定項目のうち7つ以上に該当する最高位である「プラチナ」に認定されました。

プラチナ企業紹介ウェブサイト：<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/model/268.html>

SAFE コンソーシアム・埼玉県 SAFE 協議会

「SAFE コンソーシアム」は、労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客も含めたステークホルダー全員で解決策を考え、取り組んで行くことを目的としています。当協会は、2023年2月7日に登録し、労働安全衛生対策の効果検証や化学物質の管理支援を進めています。

2025年3月31日現在の取得状況

4 環境配慮活動

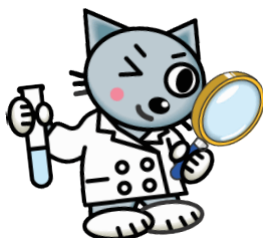


エコオフィス計画 ～ 地球温暖化防止に向けて ～

協会は、主として事業活動に伴う温室効果ガスの削減のために、2003年度からエコオフィス計画を策定し、環境配慮活動に取り組んできました。2024年度は、本部、西部支所、土呂支所の3か所でエコオフィス活動を実施しました。

<目標>

No.	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度	年度目標	
					2020年度	2024年度	
環境負荷							
1	二酸化炭素排出量の削減	CO ₂ 排出量/売上高 の削減	kg-CO ₂ /千円	総務課	全部署	0.45	△2%
	電力使用量の削減	電気使用前年度以下	kWh	環境計測課 (総務課)	全部署	661,592	△2%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	ℓ/台	調査推進課・調査企画課 (総務課)	全部署	1,092	△2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	総務課	全部署	6,165	△2%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	総務課	全部署	2,499	△2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	91.0	91.0%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標 設定は合理的でないため、適 正管理活動の計画を目標とす る。	—	総務課 環境計測課・上水試験 課・浄化槽管理課・浄化 槽検査課	全部署	—	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理 (3物質)	t(トン)	環境計測課 (総務課)	(環境計測課含む全 該当部門分)	第1種0.17	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整 頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西 部支所) 整理整頓デー 実施回数	総務課	全部署	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施
サービスの提供							
7	簡易専用水道設備管理による公 衆衛生の維持・向上～簡易専用 水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のため の検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	水道検査課	同左	現場7,226施設 書類516施設	現場 6,400施設 書類 500施設
8	公共用水域(河川)水質の向上 ～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のため の検査基数の増加、受検案 内返信率増加	7条、11条検査 年間実施基数 案内返信率 %	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条2,024基 11条36,134基 返信率85%	7条 1,900基 11条 44,000基 返信率 90%
9	環境意識の醸成、啓発、環境配 慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実 施 環境セミナー・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 セミナー・学習等 年間件数 ニュース 年間発行回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修会6回 セミナー・学習3回 ニュース4回	支援・研修会 年間4回以上 セミナー・学習等 年間3物件以上 ニュース年間4回発行

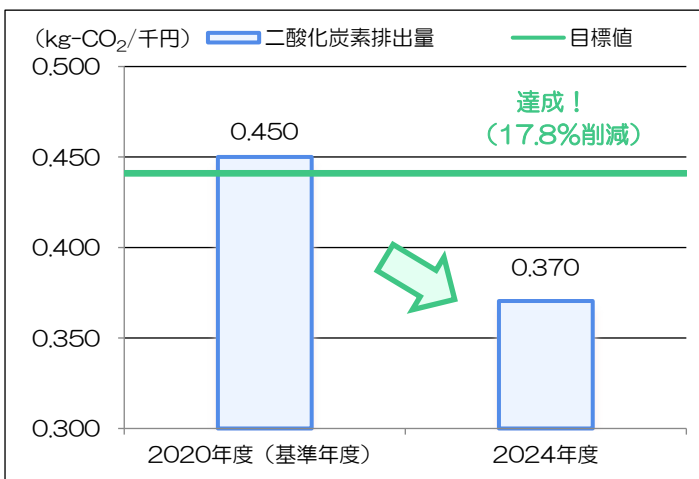


<2024 年度実績>

【1-1】 二酸化炭素排出量の削減



目標達成



2024 年度の売上高当たりの二酸化炭素排出量は、0.370 (kg-CO₂/千円)、基準年度比削減率 17.8%となり、目標値である基準年度比削減率 2.0%を大幅に上回って達成することができました。

協会の二酸化炭素排出量は、電力使用に伴うものが 61%、ガソリン使用に伴うものが 31%を占めています。よって、両部門における削減対策の着実な推進が重要です。そのため、今後も電力使用量とガソリン使用量の削減の両面から対策を進めていきます。



※2024 年度二酸化炭素排出量総量：437,911 (kg-CO₂)

※電力排出係数

別館 東京ガス(株) 0.219 (kg-CO₂/kWh)

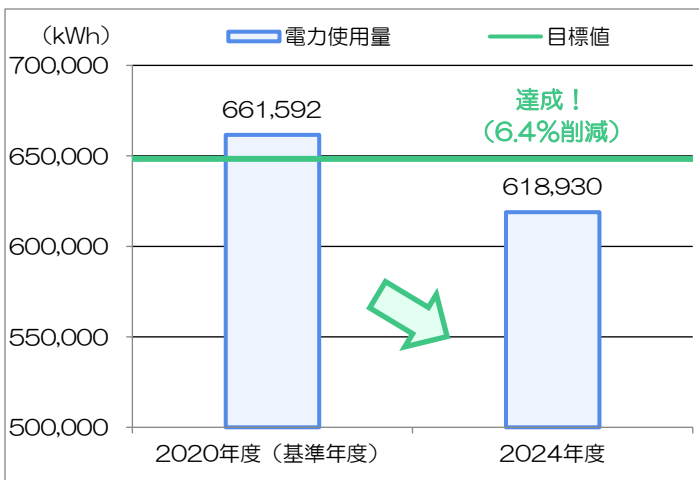
本館・土呂支所 東京電力伊賀-ハートナ(株)0.457 (kg-CO₂/kWh)

新館・西部支所 (株)エネワン0.448 (kg-CO₂/kWh)

【1-2】 電力使用量の削減



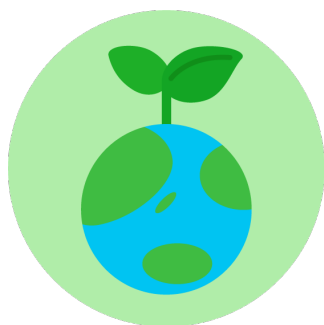
目標達成



2024 年度の電力使用量は、618,930 (kWh)、基準年度比削減率 6.4%となり、目標値である基準年度比削減率 2.0%を大幅に上回って達成することができました。

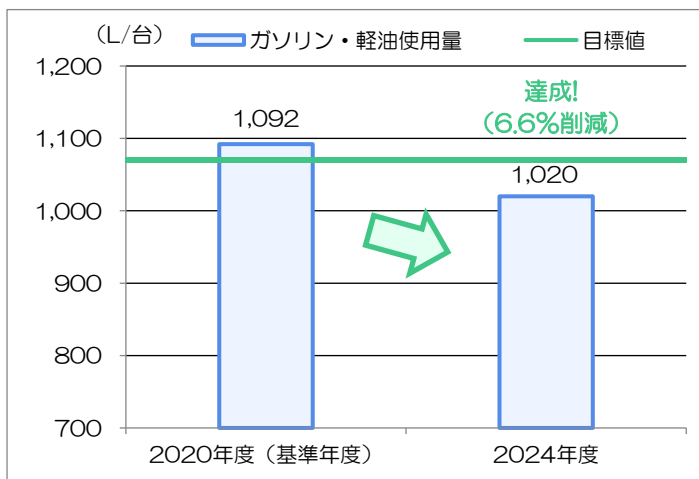
これは、本館蛍光灯を 2023 年 9 月に全台 LED へ交換したことによるハード面の効果に加えて、エアコンの適温設定 (冷房時 28℃、暖房時 20℃目安)、No 残業 Day (毎月 25 日) の実施、クールビズ・ウォームビズの推奨、エアコンの定期清掃などのソフト面の効果が現れたものと考えられます。

今後も、ソフト面の対策を維持・発展させつつ、LED 化などのハード面の対策の強化にも努めていきます。



【1-3】 ガソリン・軽油使用量の削減

目標達成 



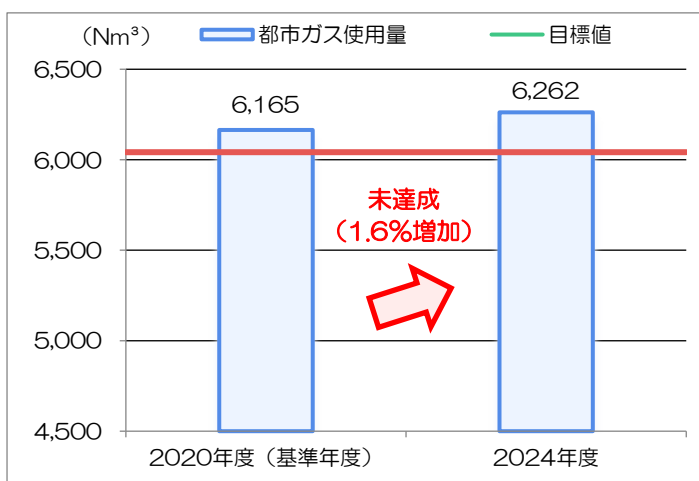
協会が使用する2024年度の全車両数は、軽自動車46台、ハイブリッド車3台、その他のガソリン及びディーゼル自動車11台の計60台でした。

2024年度のガソリン・軽油使用量は1,020(L/台)、基準年度に比べ6.6%の使用量削減となり、目標としている基準年度比削減率2.0%を達成することができました。

今後もエコドライブ、アイドリングストップの実施、軽自動車等の低燃費車両への入れ替え、カーナビゲーションシステムの導入による効率的なルートの励行により、ガソリン・軽油使用量の削減に努めます。

【1-4】 都市ガス使用量の削減

目標未達 



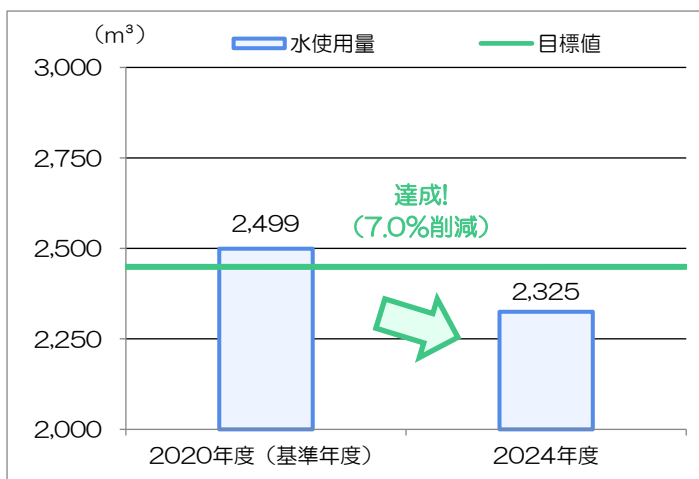
2024年度の都市ガス使用量は、6,262(Nm³)、基準年度に比べ1.6%の増加となり、目標としている基準年度比削減率2.0%を達成することができませんでした。

主に空調設備利用に起因しますが、今後もエアコンの適温設定、クールビズ・ウォームビズなどの実施による都市ガス使用量の削減に努めます。



【2】 水使用量の削減

目標達成 



2024年度の水使用量は、2,325(m³)、基準年度比削減率7.0%となり、目標としている基準年度比削減率2.0%を達成することができました。

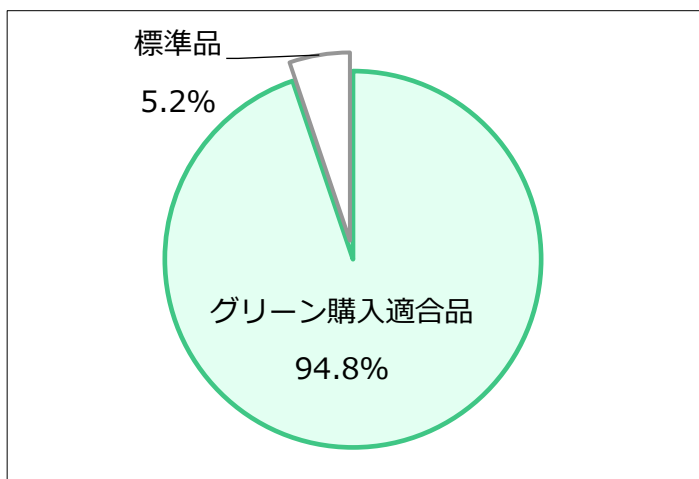
これは、給湯室やトイレ等の節水、分析機器や排気装置の洗浄水の節水、夏場の打ち水時の雨水利用などの対策の効果によるものと考えられます。

今後も、日々の節水対策の励行により水使用量の削減に努めます。



【3】 グリーン購入の推進

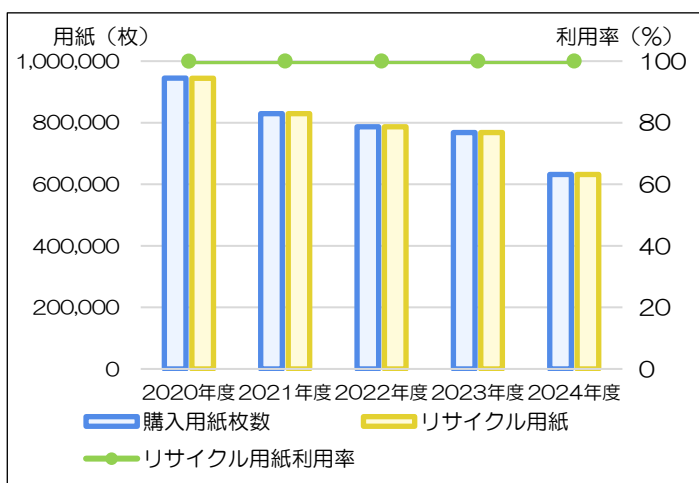
目標達成 



協会は、埼玉グリーン購入ネットワーク(埼玉 GPN)の会員であり、温室効果ガス排出量など環境負荷の低減に繋がるグリーン購入を推進しています。特に使用量の多い用紙類についてはリサイクル用紙の積極的な利用を進めるとともに、使用量自体の削減にも努めています。

2024 年度のグリーン購入率は 94.8%となり、目標値 (91.0%以上) を達成しました。

今後も、グリーン購入適合品の購入を推進し、温室効果ガス排出量など環境負荷の低減に努めます。



2020 年度～2024 年度の用紙使用量の推移は左図のとおりです。

2024 年度の用紙購入枚数は 632,000 枚でした。このうち、リサイクル用紙は全てで、リサイクル用紙利用率は 100%でした。引き続き、購入品目を厳選してグリーン購入法適合品をはじめとする環境配慮型商品の購入率を維持させることに努めていきます。

なお、用紙使用量は前年度から 17.7% (136,000 枚) 減少しており、今後も使用量の抑制にも努めていきます。

【4】 廃棄物の適正管理及び排出抑制

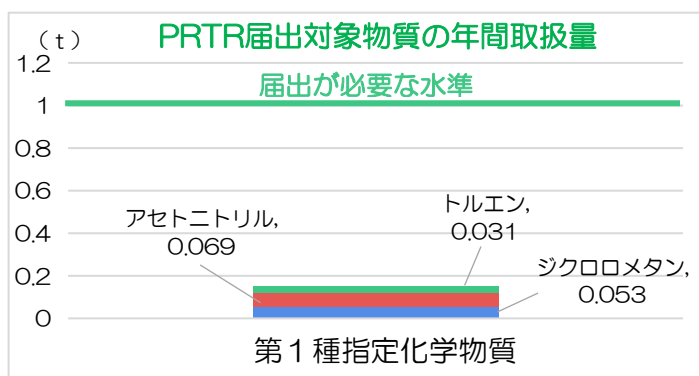
目標達成 



廃棄物については各従業員が分別の徹底や排出抑制に取り組んでいますが、その分別状況を年 4 回 (6 月、9 月、12 月、3 月) 巡視して、確認しています。また、この際に一般廃棄物排出量を秤量して排出状況を把握しています。巡視結果は、環境教育の機会などに従業員にフィードバックし、廃棄物の適正管理に努めています。

【5】 化学物質の取扱量の適正管理

目標達成 



PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、化学物質がどこから、どれだけ環境中に排出されたか、あるいはどれだけ運び出されたかを把握・集計・公表する仕組みです。

PRTR 法では、第 1 種指定化学物質ごとの年間取扱量が 1 t 以上、特定第 1 種指定化学物質は 0.5 t 以上、また、埼玉県生活環境保全条例及びさいたま市生活環境の保全に関する条例では、条例で上乗せした 44 物質を含む各化学物質の年間取扱量が 0.5 t 以上である

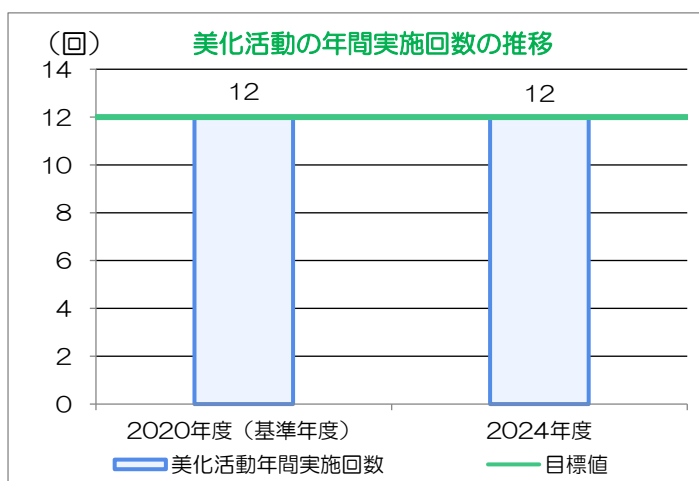
場合、届出が必要とされています。

協会は年間取扱量が少ないため、法及び条例の届出対象とはなっていませんが、対象化学物質については、3物質を注視しています。

2024年度の取扱量は、年間目標値「第1種指定化学物質3物質の合計0.17t」に対して、合計0.153tであり、維持管理目標を達成しました。引き続き化学物質の適正管理に努めます。

[6] 4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート

目標達成 



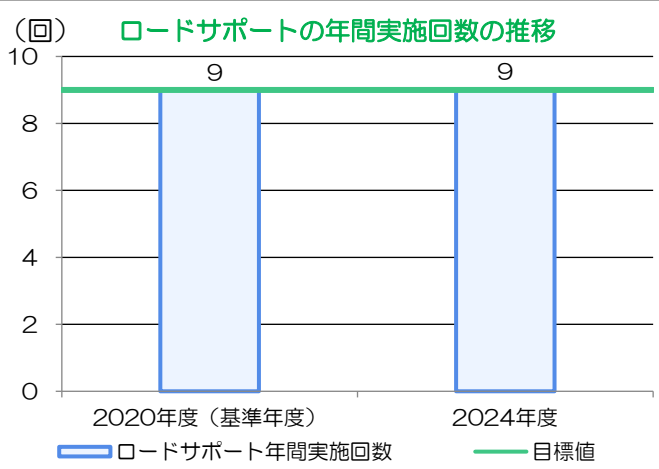
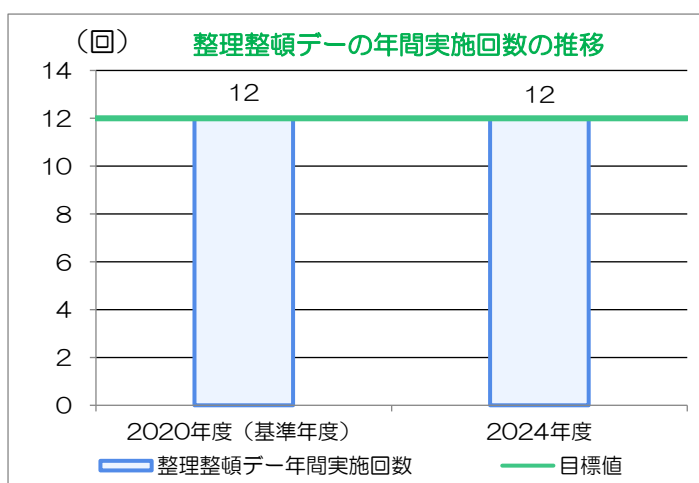
協会では毎月1回、事務所周辺の美化活動（西部支所ではロードサポートを実施）を実施しています。併せて、同一日を協会内整理整頓デーとし、日々の活動に加えて、4Sの向上を目指しています（「5-8 美化活動」の項を参照）。

2024年度は、美化活動と整理整頓デーともに目標「年間12回」を掲げ、活動しました。

その結果、年間12回実施し目標を達成しました。

また、ロードサポートに関する目標値「年間9回」に対して、年間9回実施し目標を達成しました。

今後も美化活動を継続実施すると共に、協会内の整理整頓を実施し4Sの向上に努めます。



[7] 簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上 ～ 簡易専用水道法定検査受検率の向上 ～



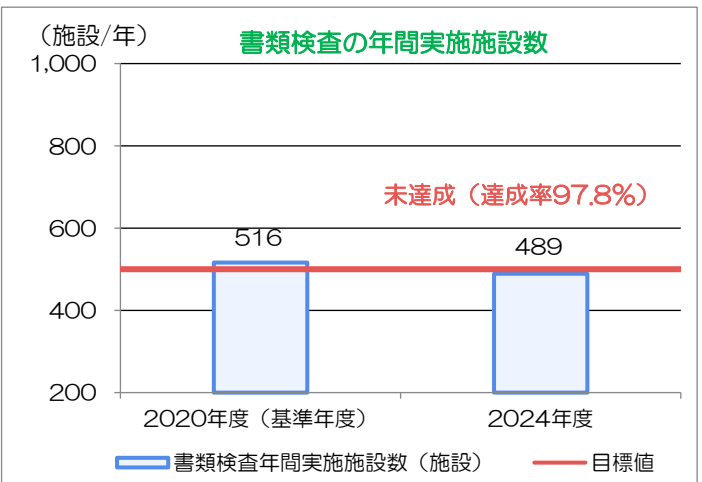
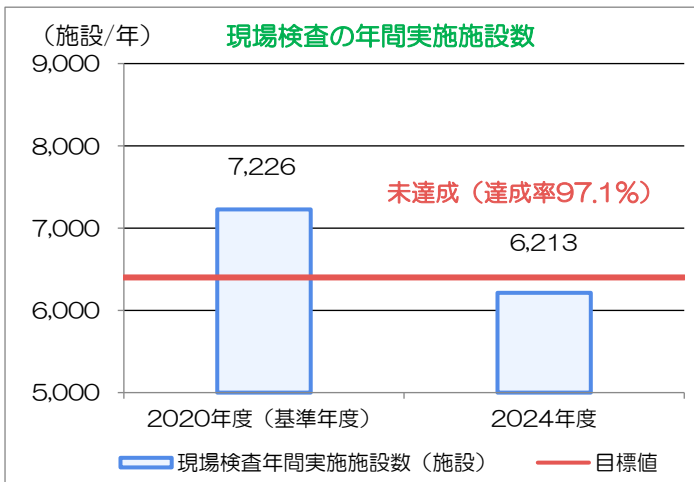
目標未達 

協会は、水道法第34条の2第2項の簡易専用水道の管理についての国土交通大臣・環境大臣登録検査機関として、簡易専用水道設備の検査を実施しています。そこで、現場検査の年間実施施設数及び書類検査の年間実施施設数を目標値に定め、簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上を目指しています。

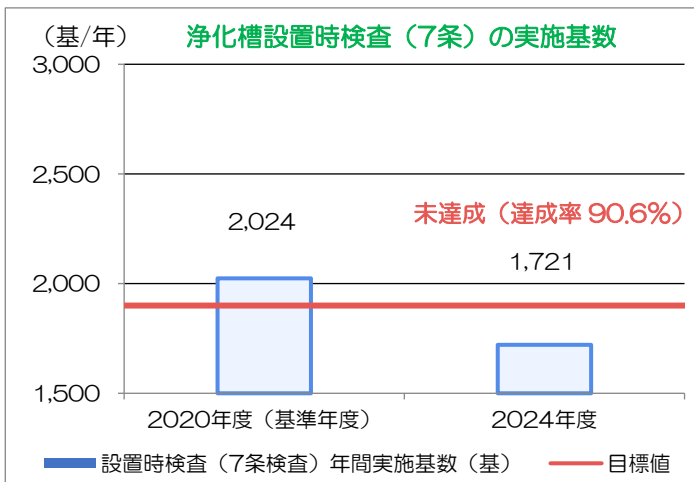
現場検査の年間実施施設数については、目標値6,400施設に対し、6,213施設（達成率97.1%）となり、目標を達成することはできませんでした。

書類検査の年間実施施設数については、目標値500施設に対し、489施設（達成率97.8%）となり、わずかに目標を達成することはできませんでした。

引き続き、簡易専用水道の利用者に対して検査の必要性をお伝えし、法定検査の受検率向上に努めます。



[8] 公共用水域（河川）水質の向上 ～ 浄化槽法定検査受検率の向上 ～ **目標未達**



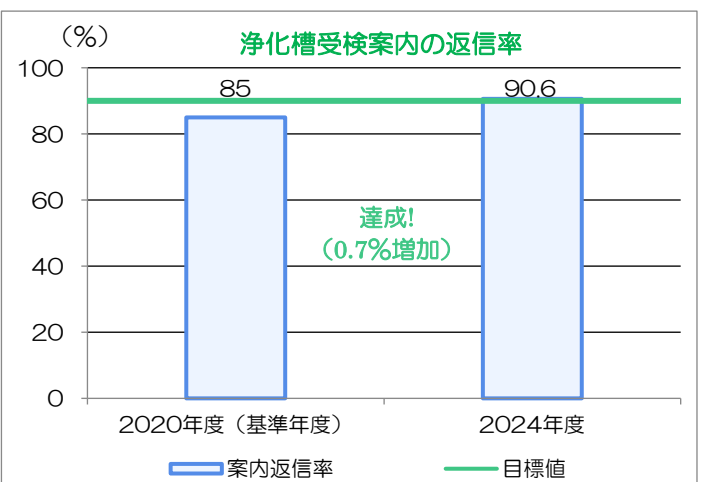
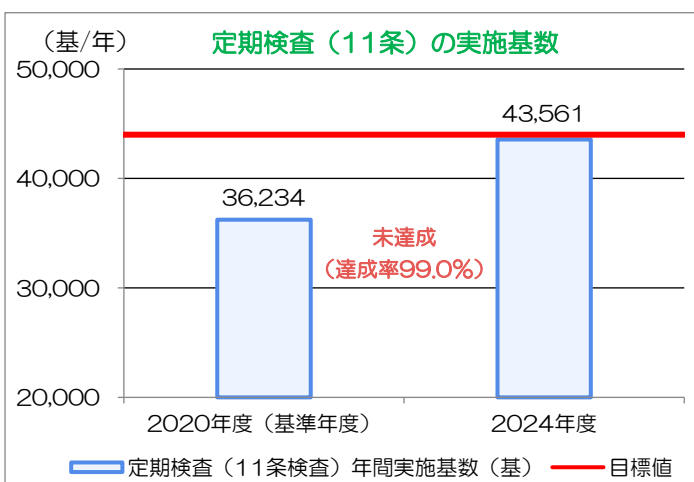
協会は、埼玉県知事指定検査機関として浄化槽の法定検査を実施しています。浄化槽は河川などの公共用水域の水質向上を図る上で大きな役割を担っています。そこで、浄化槽設置時の検査（7条検査）の検査基数及び年1回の法定検査（11条検査）の検査基数を目標値に定め、浄化槽設置者に対して積極的に受検案内を実施しました。併せて、受検率向上対策の一環として受検案内の返信率を目標値に定めて評価を行いました。

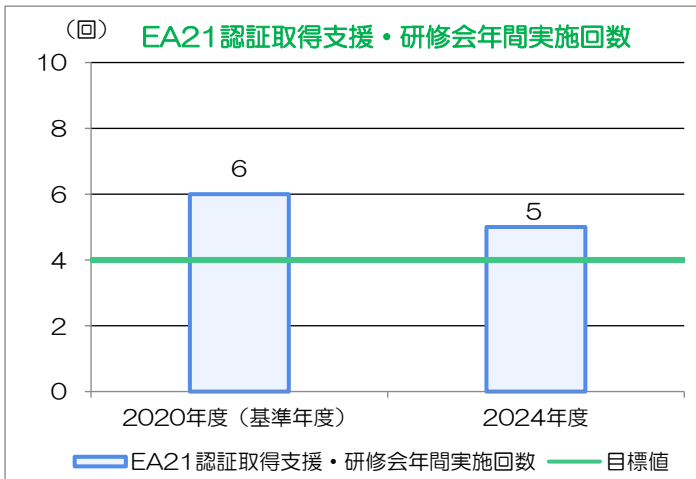
設置時の検査（7条検査）については2024年度の目標値1,900基に対し、1,721基(達成率90.6%)

となり、目標を達成することができませんでした。定期検査（11条検査）については、目標値44,000基に対し、43,561基（達成率99.0%）となり、基準年度を大幅に上回る検査基数でしたが、わずかに目標を達成することはできませんでした。

また、案内返信率については、目標値90%に対し90.6%（達成率100.7%）となり、目標を達成することができました。

引き続き、県及び関係団体と連携し、法定検査の受検率が向上するように努めます。



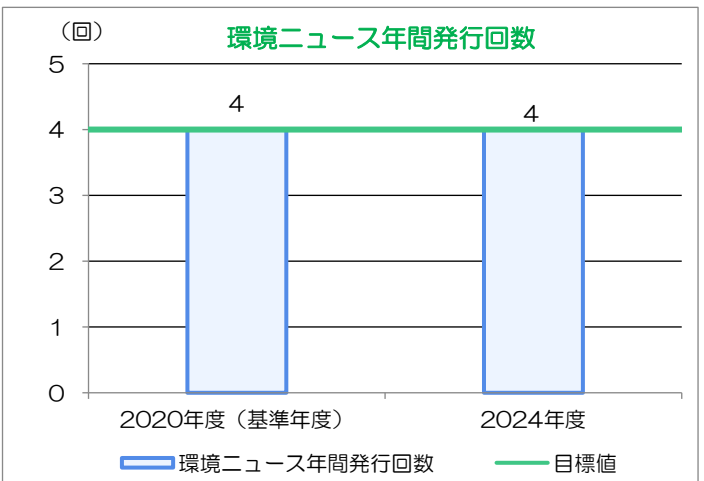
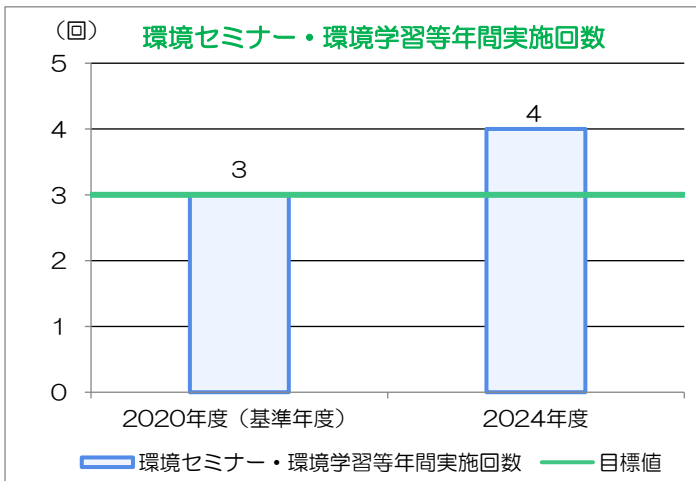


2024 年度は、EA21 認証取得支援・研修会に関する目標値「年間実施回数 4 回」に対して、年間 5 回実施し、目標を達成しました。

環境セミナー・環境学習等については、目標値「年間実施回数 3 回」を 4 回開催することができ、目標を達成することができました。

また、環境ニュースの発行については、目標値「年間発行回数 4 回」に対して、年間 4 回発行し、目標を達成しました。

今後も各種の環境啓発事業や EA21 関連事業などについて、その内容の充実を図りながら、継続的に実施し、地域の環境意識の醸成に努めます。



5 社会貢献活動

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



2024年度は対面とオンライン会議システムを併用した環境セミナーの開催、環境フォーラム実行委員への参加、環境わくわく体験やいきいき坂戸水辺教室をはじめ、インターンシップの受け入れ、打ち水の環への参加、防犯パトロール実施、美化活動実施、環境ニュース発行・ホームページの公開、使用済み切手ボランティア、「日傘プロジェクト」への寄付贈呈、特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉より感謝状の授与、エコアクション21 地域事務局さいたまの運営などの社会貢献活動を行いました。

社会貢献活動を通じて、より多くの方々に環境への関心を高めてもらい、環境学習の機会や環境情報を提供しています。企業市民として地域とのパートナーシップを築き、地域と共に発展することを目指し、地域とのコミュニケーションを大切にしていきたいと思います。

5-1 環境セミナーの開催

第22回・環境問題の現状と将来を展望するセミナー
カーボンニュートラル & ネイチャーポジティブ
～脱炭素と自然再興の同時達成を目指して～

9/3 (火)
13:30～16:00 (開場13:00)
大宮ソニックビル 9F 906号室
オンライン (Zoomミーティング)

☆主催 一般社団法人 埼玉環境検査研究会
埼玉環境科学国際センター
☆後援 さいたま市
☆協賛 認定NPO法人環境ネットワーク埼玉
NPO法人いろいろ生きものネット埼玉

☆ プログラム ☆
基調講演 13:40～14:50
カーボンニュートラルとネイチャー
ポジティブの達成に向けて
国立環境研究所 主任研究員
土屋一彬 氏
最近の異常気象の頻発を見ても、2050年
に温室効果ガスの排出量を吸収量の範囲
内に留めるカーボンニュートラルに向け、気
候変動対策を加速することが求められてい
ます。また、生物多様性の喪失など自然の
劣化を食い止め、自然を再生していくこと
は、パートナーシップの取組も動きまし
ました。
本セミナーでは、時としてトレードオフの懸
念になることもある2つの取組を取り上げ、
同時に達成していくための道筋について考
えたいと思います。

取組報告 15:00～16:00
① 埼玉県気候変動適応センターの取組
② 埼玉県生物多様性保全戦略 (2024年度～2031年度) の概要
③ 排出量取引制度におけるGHG排出量の検証の取組

会場定員80名 オンライン定員200名
参加無料・先着順 申し込みは裏面をご参照ください。

第22回となる「環境問題の現状と将来を展望するセミナー」を9月3日に大宮ソニックビル906号室とオンラインで開催しました。昨年度に引き続き埼玉県環境科学国際センター (CESS) と共同で開催し、さいたま市にご後援を、認定NPO法人環境ネットワーク埼玉及びNPO法人いろいろ生きものネット埼玉にご協賛をいただきました。

今回のテーマは、「カーボンニュートラルとネイチャーポジティブ～脱炭素と自然再興の同時達成を目指して～」です。現代社会が目指すべき2つの目標を同時に達成していくための道筋について考えるものでした。

基調講演は「カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの達成に向けて」と題し、国立環境研究所 社会システム領域 土屋一彬 主任研究員にご講演いただき、気候変動対策や生物多様性保全に関する報告として「埼玉県気候変動適応センターの取組について」を埼玉県環境科学国際センターの嶋田担当部長、「埼玉県生物多様性保全戦略 (2024～2031年度) の概要について」を埼玉県環境部みどり自然課の荒井主幹、「排出量取引制度におけるGHG排出量の検証の取組について」を当協会の環境国際企画課 岸田課長より報告がありました。

当日は会場、オンラインを含め159名と多くの方々にご参加いただき、参加者へのアンケートの結果では、98%以上の方から「非常に参考になった」「参考になった」と回答いただきました。

5-2 環境フォーラム実行委員への参加

行政主催の環境フェアやフォーラムなどのイベントに対して、環境啓発品の提供、パネル展示、職員の派遣などを行っています。環境フェアとしては10月12日にさいたま新都心駅東西自由通路で開催された、第23回さいたま市環境フォーラムに実行委員として参画し、事業者、学校、行政などによる環境保全活動についての展示で「環境をはかる仕事 数値化する仕事の一部を紹介」を展示テーマに、試薬による簡易測定キットにより、複数の試料水の水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD) を測定し、比較する体験ブースを実施し、映像やパンフレットによる業務紹介を行いました。また、ブースを訪れた参加者には再生紙で作った協会名入りボールペンの配布を実施しました。



天候にも恵まれ、会場来場者は約 3,100 名、当協会ブース来訪者は 90 名と大勢の方にご参加いただき、来場した多くの方々に環境について関心を持つ機会を提供できました。

5-3 県民の日協賛イベント・環境わくわく体験



11月14日の埼玉県民の日に、小学生向けに環境に関することを身近に学んでもらうため「環境わくわく体験」を当協会（さいたま市大宮区）敷地内にて開催しました。地域住民の方々との交流を図りながら、子どもたちが楽しみながら学べるような体験型学習の提供や環境に配慮した活動方法の紹介、環境問題に対して分かりやすく解説を行うイベントとして、2006年より継続して開催しています。

今回で第18回目の開催となり、多くのお子さまに参加いただき、さいたま市環境対策課によるコーナーを含め、4つのコ

ーナーを体験していただきました。

「水の汚れを調べてみよう」では、「パックテスト」を用いてCOD(化学的酸素要求量)の簡易測定を体験し、川の水の汚れなどを実際に調べてもらいました。「インクマジック」では、ペーパークロマトグラフィー(成分の分離)の仕組みを知ってもらうというもので、水性ペンとろ紙で花模様の色紙を作ってもらいました。また、「さいたま市のクイズに挑戦」では、さいたま市環境対策課による「又っからの挑戦状」としてクイズが出されました。問題用紙の場所探しからはじまり、難問に参加者は頭を悩ませていました。3つのコーナーを体験したあとの「お楽しみコーナー」は、マジックハンドを使い、消しゴムをつかみ取りしてプレゼントするというもので、みなさんにお楽しみいただきました。

約40名の参加者があり、アンケートでは全員が“また参加したい”との回答をいただき、非常に好評の結果となりました。「実験が楽しかった」「色んな不思議があって楽しかった」「とても勉強になり楽しかった」などの感想をいただき、今後もより楽しい、環境に興味を持っていただけるような体験イベントにしていきたいと思えます。

5-4 いきいき坂戸水辺教室

7月31日に社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会及び特定非営利活動法人環境サポート埼玉と協働で坂戸市内の小学生を対象に「いきいき坂戸水辺環境教室」を開催しました。

快晴の下、地元の河川である高麗川の新戸口橋付近にて魚等の生物調査を行い、環境学館「いずみ」に移動して、高麗川の水、高麗川の水にジュースを混ぜた水等がどのくらい汚れているのかを、簡易水質分析キットを用いて調査しました。



私たちの生活によって水辺環境に負荷を与えていること、これらを未然に防ぐために必要なことを学んでいただけだと思います。水辺教室への参加により、環境保全について考える良いきっかけとなってくれたらと思います。

5-5 インターンシップの受け入れ



東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科(1名)の学生をインターンシップとして受け入れ、水質分析などの業務を体験してもらいました。

5-6 打ち水の環への参加

7月26日に埼玉県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉）が主催した「埼玉打ち水の環 2024」へ参加しました。打ち水には貯留した雨水や飲料水等分析用試料（保存期間経過後の廃棄試料）を活用し、廃ペットボトルを再利用したお手製のひしゃくを使い、打ち水を実施しました。夏を涼しく過ごすための昔ながらの工夫である打ち水を、参加者で一齐に行い、涼しさを体感することができました。これからも少しでも暑さを和らげるために、引き続き効果的に打ち水を実施し、打ち水をとおした夏のエコライフを広げて温暖化対策のために省エネ・低炭素型製品の購入・サービスの利用や行動に努めていきます。



5-7 防犯パトロール



埼玉防犯のまちづくりに関する協定締結事業者の活動として「防犯のまちづくり宣言書」に基づき、地域における犯罪抑止力の向上に寄与するため、毎月1回、腕章・団体名・イラスト入りスタッフジャンパーを着用し、地域美化活動・防犯パトロールに取り組んでいるほか、営業車両運行中に防犯の目となることを意識し、不審者を見かけた場合は積極的に通報するように心掛けています。

5-8 美化活動

本部、各支所では、日々、事務所周辺の美化に努めるとともに、毎月1回全従業員が参加し、施設周辺や周辺道路、近隣住宅を中心に清掃美化活動を実施しているとともに、西部支所では彩の国ロードサポートに参加しており、県道39号線周辺の清掃美化活動を年9回実施し、快適で美しい道路環境づくりを推進することに寄与しました。



5-9 環境ニュースの発行・ホームページの公開



環境ニュースは、環境保全にまつわる今日的課題や法制度に係る解説、研究、評論および啓発などを中心とした定期刊行広報誌として年4回、各4,200部発行し、埼玉県内自治体の環境関連部署、公民館などの公共施設、各種イベント等で無料配布しています。2024年度は182～185号を発行しました。

協会の各種の活動はもとより、環境ニュースや環境関連の法改正情報などを協会のホームページで発信していますので是非ご覧ください。また、2024年度のホームページのアクセス数は、135,129件でした。今後も、環境ニュースやホームページの内容を充実させ、情報発信に努めます。

協会のHP：<http://www.saitama-kankyo.or.jp/>

5-10 使用済み切手の回収

協会に郵送されてきた郵便物の使用済み切手を回収し、「特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター」に寄付しました。2024年度は、年間累積297gの使用済み切手を回収することができました。今後も社会貢献活動として継続して活動していきます。



5-11 「日傘プロジェクト」への寄付贈呈 特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉より感謝状の授与



傘のシェアリング事業を行う「アイカサ」の日傘プロジェクト実証事業を行うに当たり、アイカサ、埼玉県、協会、埼玉GPNが連携したプロジェクトとして実施する枠組みのなかで、協会が事業費の一部を支援しました。

また、認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉は地球温暖化防止を始めとする環境保全活動を推進するため、「埼玉県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を目指すNPOとして平成17年1月8日に設立され、同年4月22日に「埼玉県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け活動しています。



このたび、20周年を迎え、設立以来の会員である当協会は感謝状を頂きました。

5-12 エコアクション21 地域事務局さいたま -中小事業者の環境への取組を応援しています-



エコアクション21は、中小事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステムとして国の地球温暖化対策計画が、その認証・登録を推奨しています。さらに、廃棄物処理法では、その認証・登録を優良産業廃棄物処理業者として認定するための要件としています。

「地域事務局さいたま」では、審査の申込の受付、審査員の選任、審査計画の確認、審査報告書等の受理及び確認、判定委員会への資料等提出、受審事業者へのアンケート実施及び対応、エコアクション21に関する問

い合わせ、相談への対応、制度の普及活動を実施しています。

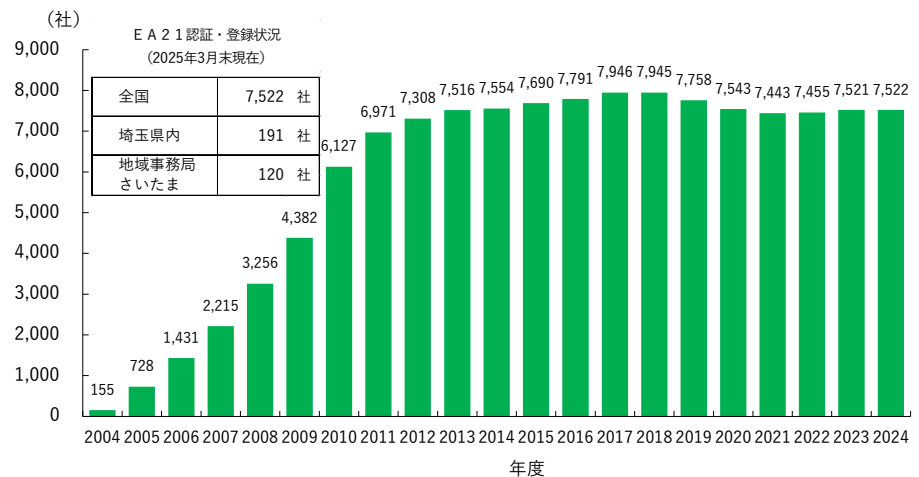
普及活動としては、川越市・狭山市・上尾市・富士見市・坂戸市・日高市・川島町共同事業イニシアティブプログラムを支援しました。また、川越市・川越環境保全連絡協議会と普及戦略会議を毎月実施し、7月12日に第3回環境経営・SDGsセミナーを共催しました。

この他、認証・登録を希望される事業者様を対象に、個別相談会を実施するとともに、既に認証・登録されている企業へのフォローアップ相談についても、Web や対面会議形式で対応しています。



引き続き、中小事業者の環境への取組を支援していきます。

● エコアクション21 認証・登録事業者数の推移



6 収益事業を通じた社会貢献



6-1 飲料水分析



水道事業者等が安全な水道水を供給するために行う定期又は臨時の水質検査を事業者に代わり実施しています。この検査は、水道法に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関で行うことになっています。

良好な水質の水道水を安定して供給することは、利用者の健康維持に不可欠であることから、検査は迅速かつ正確であることが求められます。このため、水道 GLP や ISO/IEC17025 の外部認証の維持、国や県が実施する外部精度管理調査への参加、検査機器の維持管理、検査担当者の技術力の向上などを通じて検査の

信頼性確保に努めています。2024 年度の外部精度管理調査では、参加したすべての調査で「適正」の評価を受けました。また、分析に使用するヘリウムガスの供給不足による分析遅延のリスクを減らす為、代替ガスの水素ガスを使用できるよう対策を進め、対象となる機器についての切り替えは全て終了しました。なお、水質異常時に緊急の採水や分析測定に対応できる体制をとっており、2024 年度も水道事業者などから緊急調査の依頼を受けました。

水道法に基づく検査以外では「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく井戸水の検査、「学校保健安全法」に基づく学校関係の飲料水検査、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく特定建築物（一定以上の床面積の建物など）の飲料水検査などの依頼を受けています。



6-2 環境調査・環境分析

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を形成するための大気・水質・土壌などの環境測定分析と、事業所の安全で快適な作業環境を形成するための作業環境測定、室内環境測定、生活環境の保全のための騒音・振動・悪臭・廃棄物・石綿事前調査などの各種調査分析を行っています。

環境分析においては、埼玉県が実施する「埼玉県水質精度管理調査」や「環境省統一精度管理調査」等の外部精度管理に積極的に参加し、良好な結果であるとの評価を得ています。これらの外部精度管理へ参加するとともに、内部精度管理を実施し、技術維持に努めています。さらに、PFOS、PFOA の分析など、新たな項目への対応にも努めて



います。また、2024 年度も資格取得に力を入れ、公害防止管理者(水質4種)及び毒物劇物取扱者を取得しました。分析作業で発生する廃棄物は、従来は埋立処分や焼却処分を行っていましたが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を遵守し、プラスチック製品をサーマルリサイクル又はマテリアルリサイクルで処分をすることで、環境への負荷を低減することに努めています。

作業環境調査部門においては、公益社団法人日本作業環境測定協会のクロスチェックに毎年参加し合格しています。また、2024 年度石綿分析技術



評価事業へ参加し、石綿分析に関しては区分 1(定性分析)、区分 3(定性・定量分析)の認定を受けています。さらに、建築物石綿含有建材調査者の養成・技術力向上にも努めています。

このように、分析技術力の維持、向上に努めると共に、測定機器についてはメーカー技術員による定期的なメンテナンスの実施、適宜更新を行うことで、適正な分析体制を整備し、信頼性のあるデータの提供に日々努めています。

6-3 浄化槽法定検査（浄化槽法第7条・11条）



浄化槽法に基づく埼玉県知事指定の検査機関として、主に県人口の約3分の2を占める県中央部及び西部地区において浄化槽の法定検査を行っています。

法定検査は、浄化槽の維持管理状況と機能の確認を行い、公共用水域への汚濁負荷の低減を図るものですが、県内の受検率は全国に比べ低迷しています。このため、関係団体と連携して、受検案内の送付や指定採水員制度の活用、浄化槽維持管理一括契約制度の導入の推進など受検率向上のため、県や市町村が行う受検指導に積極的に協力しています。

第7条検査（設置後検査）については、新設住宅着工戸数が伸び悩んでいることが影響し、2023年度に比べ約11%減少しています。引き続き県及びさいたま市と連携して受検啓発文書の発送及び戸別訪問を行います。

第11条検査（定期検査）の検査基数は、指定採水員検査、検査員検査共に増加し、2023年度に対し、約560基増加しました。2023年度から、ときがわ町の市町村設置型浄化槽に指定採水員検査を導入したことにより指定採水員による受検率が向上しました。今後も市町村設置型を採用する地域を中心に指定採水員検査の拡充を推進します。

また、埼玉県知事指定の研修機関として開催する浄化槽管理士研修会は、指定採水員制度の拡充を目指して指定採水員講習と併せて2024年7月に開催しました。その他法定検査に係るBODの測定においては、外部精度管理に参加し、測定技術の維持向上に努めています。



6-4 簡易専用水道検査

マンションや事業所など水道事業体より供給される飲料水を受水槽経由で供給する簡易専用水道に関し、2024年4月より国土交通大臣・環境大臣の登録を受けてその管理に関する検査を行っています。現在、埼玉県をはじめ関東甲信越及び福島県、静岡県を検査区域としています。

検査実施率は、埼玉県約75%（全国平均78%）となっており検査としては十分とは言えないことから、県や市町村と協力して検査の促進に努めます。今年度においては、埼玉県生活衛生課の主催のもと埼玉県の保健所、東部地区と北部地区市町村担当者を対象に研修会を開催し好評をいただきました。2025年度においても継続して実施することを計画しています。この研修会開催に関しては、埼玉県内に事務所を置く検査機関と合同で県に協力をしています。



また、貯水槽水道は清掃などのメンテナンスが欠かせません。このため、清掃業者に対して維持管理に関する講習会に講師を派遣するなど関係業界への協力を行うとともに、地下水などを自己水源とする専用水道の施設設置者の求めに応じ水道技術管理者を選任してその施設の管理を行っています。

6-5 環境技術実証事業（ETV事業） ～ 実証機関として環境技術を実証しています！ ～

本事業では、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境改善効果等を第三者が客観的に実証しています。環境技術を実証する手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としています。

協会が2024年度に実証した技術は「①油泥バイオマス資源化装置」、「②自然素材充填材「ネオフィル／Neofill」を使用した人工芝システム」、「③投てき実施可能な人工芝「スポーツターフ／天然素材充填材ヒノキおが粉」、「④シーリングミスト[®]」です。①は、食品工場排水中の油泥を回収することで、後段の排水処理施設の負荷低減と油分の再資源化をすることができる技術です。②、③は、人工芝の充填材に自然・天然素材を利用することで、マイクロプラスチックの流出抑制とヒートアイランド対策の両方に貢献できる技術です。④は、微細ミストとシーリングファンを組み合わせた大規模屋内空間冷却システムです。

これらの技術に対して、試験結果に基づく環境改善効果の第三者評価を行いました。

これまでに実証した技術の実証結果は環境省のホームページに掲載されています。



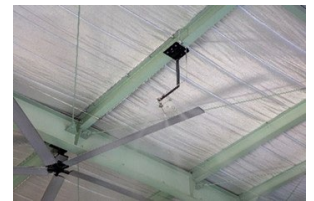
①の技術（装置）の外観



②の技術（人工芝）の外観



③の技術（人工芝）の外観



④の技術の外観

（図・写真 引用先）環境省 ウェブサイト <http://www.env.go.jp/policy/etv>

7 内部コミュニケーション

協会は、「FOR ECO」を掲げ、環境のため、お客様のためを第一に考え、それが自らの組織や従業員個人のためにつながっていくことをモットーとしています。このことは、組織や従業員個人がお客様や環境につながっていること、それを常に認識することを意味しています。協会のすべての従業員がいきいきと働くことができる、働きがいのある職場環境を創ることにより、環境保全とお客様の満足につながり、地域社会と共に発展していくことができると考えています。

風通しのよい組織づくりを心がけながら、事業活動の発展とより働きやすい職場を目指して、働きがいのある職場環境づくりを進めています。



協会内のコミュニケーションを深めるため、社内報（コミュニケーションだより）を発行しました。

GINGER'S BEACH SUNSHINE

（サンシャイン60ビル 59F）にて、

協会コミュニケーション企画を開催しました。

懇親を深め、新しい出会いや交流が生まれました。



7-1 働きやすい職場環境のための取り組み

働きやすく働き甲斐のある職場環境づくりのための主な取組は次のとおりです。

職場環境づくりの基本である4S（整理・整頓・清掃・清潔）については、整理・整頓デーを設け、美化活動と併せてチェックリストを用いて、改善活動を推進しています。

人材育成については、技術士、環境計量士等の資格取得にあたって、資格取得時に報奨金を支給し、たゆまぬ成長と自己革新のためのチャレンジを続けていく後押しをしています。

また、新入職員、管理者向けの階層別教育の他、全社で環境活動を維持・推進していくための「環境教育」、職員の業務経験から得た事例を発表する「職員研究・事例発表会」等の機能別研修を行っています。

メンタルヘルス対策については、「メンタルヘルス関連研修会」を開催し、職場環境の改善に努めつつ、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの未然防止に努めています。また、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」に対応し、一次予防（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）を行い、労働者自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因の排除につなげています。

ワーク・ライフ・バランスについては、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」への公表（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び女性の活躍に関する情報公表）を行いました。また、小学校就学の始期に達するまでの「育児又は介護のための所定外労働時間の制限の法令上乗せ」、小学校卒業までの「育児短時間勤務の法令上乗せ」を実施しました。

7-2 安全・安心な職場環境のための施策

各種業務の実施に伴う事故を未然に防止し、安全を確保するため、ヒヤリ・ハット報告を徹底しています。マネジメントレビューでは、2024年度に発生したヒヤリ・ハット事例について周知を行い、その情報の共有化を図りました。

分析室や事務所などの職場については、厚生委員会が定期的に巡視を行い危険要因がないか確認するとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断や作業環境測定を定期的実施し、職場環境の維持改善に努めています。

埼玉県では、県民が健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会の実現を目指しており、事業所における従業員等の健康に配慮した経営を促進するため、健康経営に取り組む事業所・団体を「埼玉県健康経営実践事業所」として認定します。当協会は令和5年6月30日に実践事業として認定されました。

また、協会は「埼玉県SDGsパートナー」第1期登録事業者として登録されており、SDGs達成に向けた重点的な取組の一つの「埼玉県健康経営認定」に登録しています。認定基準には「歩数増加の勧奨」、「体操やストレッチ等の時間設定」、「たばこの害に関する情報提供」などがあるため、これらのことを踏まえ、健康経営の一環として『毎日、各職場でラジオ体操「健康づくりと身体にスイッチON」』、『禁煙チャレンジ』の取組を進めました。



8 外部コミュニケーション

CSR 報告書の発行、配布を通して、お客様や関係者の皆様からご意見をいただき、協会の運営にフィードバックしています。年 4 回発行している環境ニュースでも各号に必ずアンケートハガキを添付し、協会の業務全般や環境ニュースの内容についてご意見を求め、業務へのフィードバックに努めています。加えて、環境セミナーやその他の開催イベントにおいてもアンケート調査を実施し、参加者の皆様の声を次の開催に活かしています。協会の業務においては、様々なお客様と接する機会があることから、こうした際にいただくお客様の貴重な生の声を大切に、さらなるサービス向上に努めています。

また、毎年6月に重要事項等を決定する機関である定時社員総会において、社員の皆様（協会の事業に賛同し、会費を納入いただいている個人・企業の皆様）からご意見を頂戴し、協会の運営に反映しています。



9 代表者の評価と見直し

2018 年度から環境マネジメントシステムを ISO 14001 から EA21 に切り替え、環境経営目標を設定し、各種の環境活動を推進しています。

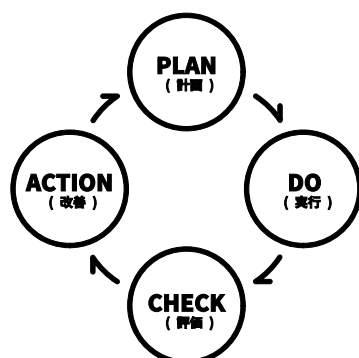
2024 年度目標については、概ね達成することができましたが、都市ガスの削減については目標を達成することができませんでした。GHP エアコン利用が主な要因ですが、気候変動によって気温上昇が著しい近年、暑さから従業員を守るための有効な手段でもあるため、執務室のエアコン利用の最適化に努め、より一層の環境負荷低減を目指して参ります。

さらに、協会の本来業務に係る目標設定のうち、簡易専用水道検査業務と浄化槽法定検査業務は目標を一部達成することができませんでした。今後、浄化槽法定検査については特に指定採水員制度の推進に注力するとともに、引き続き埼玉県及び関係団体と連携し、協会役職員一丸となって、簡易専用水道と浄化槽の法定検査の受検率が向上するように努めて参ります。

環境意識の醸成、啓発等の社会貢献活動については、目標を達成することができました。本活動については「環境わくわく体験」や「いきいき坂戸水辺環境教室」を継続実施し、環境セミナーでは、対面とオンライン形式によるハイブリッド方式にてイベントを継続して開催することができました。今後も企画・運営し、情報発信による社会貢献を進めていきたいと考えています。

協会は「多様な働き方実践企業認定制度」において最高位のプラチナの認定を維持しており、今後も仕事と家庭の両立を支援し、従業員が働きやすい職場を目指して参ります。

最後に、組織は目標を達成することで、従業員の働き甲斐やチャレンジ精神の高揚につながり、より魅力的な企業を作り上げていくことにつながるものと考えます。協会の業務や活動は、「安全」と「安心」につながり、社会に役立つという「衿持」を持ち、日々変化する社会の動きに順応し、本業を通じてSDGs達成を目指す「環境 CSV 法人」として、お客様、従業員、地域住民の方々等、ステークホルダーの信頼に応えられるような活動を続けていきます。



10 第三者レビュー

脇坂 純一

NPO 法人いろいろ生きものネット埼玉 代表理事

NPO 法人環境ネットワーク埼玉 理事



全体的に

今回、貴協会の「CSR 報告書 2025 年版」とホームページを拝読し、これまでの協会の事業も踏まえて記しました。

先ず、環境マネジメントシステムの徹底、SDGs 行動計画の策定、環境分野以外も含めた期待される認証・認定・登録・宣言などは、可能なものはほとんど実行されていると感じました。協会の事業分野は環境なので顧客に姿勢を示す必要が有ることを考慮しても、その徹底ぶりは素晴らしいと思います。協会は手間のかかるこうした取り組みを営業上の理由だけではなく、社団法人設立の目的実現のために、責任と自覚を持って実施されているのだと感じます。我々外部の者も協会が50年を超える法人ということもあり、勝手ながらしっかりやっていただくのが当たり前、と期待をしています。どうぞ今後も継続的な取組をお願いいたします。

環境配慮活動（エコオフィス計画）の9つの目標

9つの目標のうち、3つが未達成か一部達成でした。そのうち「都市ガス使用量の削減」は前年度も未達成でした。ガスは空調に使用されているようですが、酷暑など気候に左右され、無理な節減は体調面に影響するので、やむを得ない場合もあると考えます。未達の場合、その理由を記述すれば読者は理解できるし、記録に残す意義が高まると思います。

「簡易専用水道法定検査受験率の向上」、「浄化槽法定検査受験率の向上」ですが、前年、前前年も未達成でした。ただし、内訳の小項目5つで見ると、1つは達成、他も目標数値に対する実施率が99%台から90%台であり、多くの取組がなされていることが、この報告書で確認できました。浄化槽第11条の定期検査の実施率が99%ですが、前年度の97.7%に比べて増、基準年に比べると大幅増という結果であり、高く設定した目標自体の達成は近いと思います。とは言え、埼玉県の実験率は全国的に見ても低位であり、今後も行政や関係機関と連携して、一步一步着実な改善策を講じられることを期待します。

社会貢献活動

県民向けの環境セミナーなど、行政機関、研究機関、NPO 法人などと連携したボランティアとしての多数の普及啓発活動の実施、エコアクション21の地域事務局の運営などは素晴らしい取組であり、協会の公益事業実施の意欲を感じます。

また、収益事業を通じた社会貢献活動として整理されている環境省の環境技術実証事業や外部精度管理への参加など、自らのスキルアップ、社会の信用増加、社会貢献をもたらす優れた取組であり、こうした本業を通じた社会貢献は協会の事業活動の根幹ではないかと思えます。

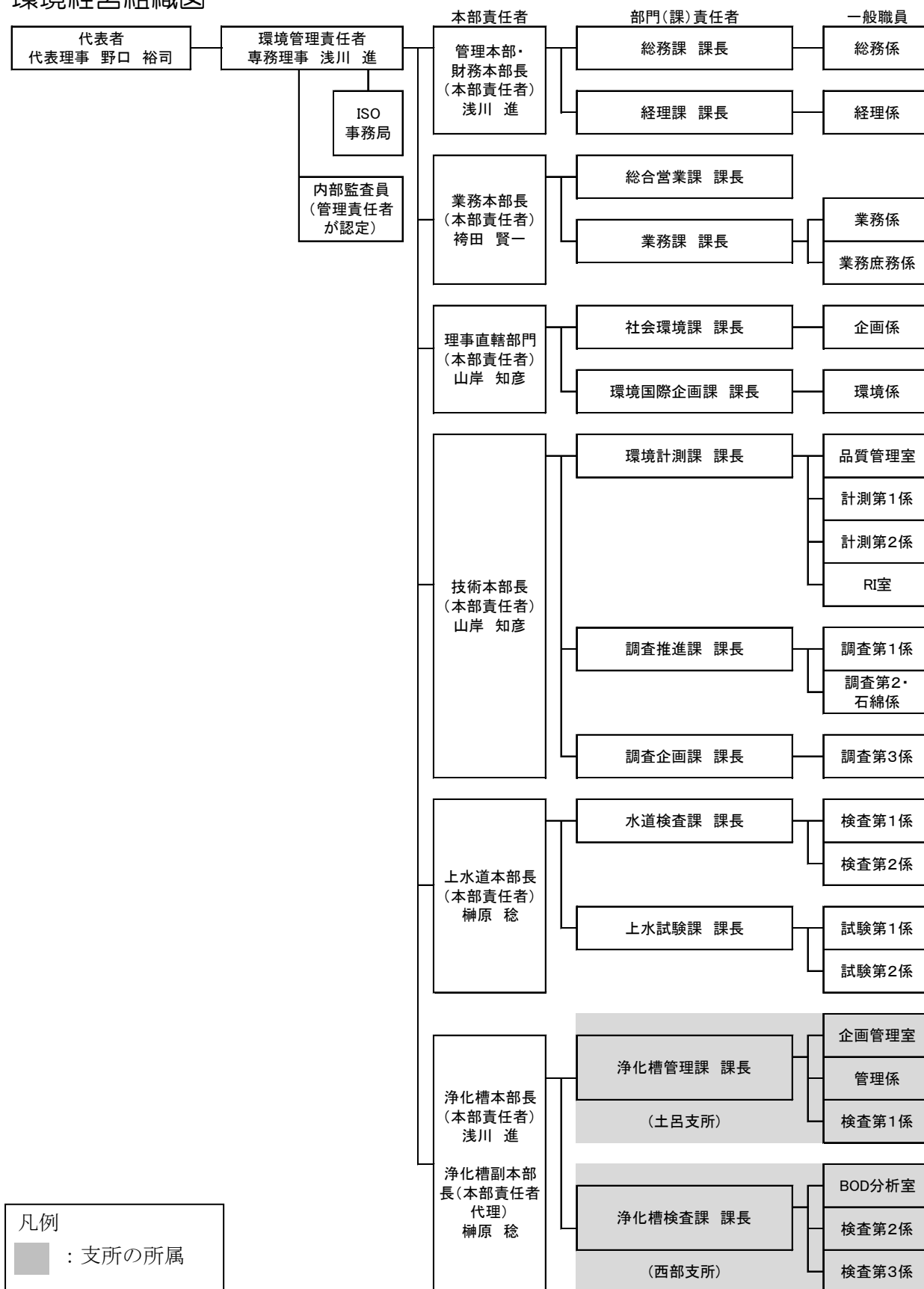
新たな事業分野拡大

分析などの化学的業務が多い中で、2023年度に「埼玉県目標設定型排出量取引制度」の登録検証機関になられたのは、協会の心ところを広げる優れた取組です。登録全体20機関の内、埼玉県内では唯一（他は東京の事業所）であり、モデルになると思います。

人材確保など課題はあるでしょうが、今後重要性がより高まると思われる脱炭素関連業務や生物多様性に関わる業務でも、他の事業主体との連携を図りながら活躍の場を広げられることを期待するものです。

エコアクション21 実施体制（役割と権限）

（1）環境経営組織図



(2) 役割及び権限

役割	権限
ア) 代表理事	最高経営層としての責任と権限を有す。
イ) 副代表理事、専務理事、常務理事、理事	代表理事を補佐する。
ウ) 管理責任者	マネジメントシステムに必要な活動、運用の責任と権限を有す。
エ) 本部長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、統括する。 (本部責任者)
オ) 課長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、統括する。 (部門(課)責任者)
カ) 係長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、監督する。
キ) 内部監査員	マネジメントシステムを監査する。
ク) ISO事務局	管理責任者を補佐し、ISO事務局を所掌する。
ケ) 一般職員 嘱託、契約、派遣職員含む	マネジメントシステムに必要な活動を行い報告する。

エコアクション21 認証・登録範囲（登録事業所の概要）

(1) 事業者名及び代表者名

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口 裕司

(2) 所在地(認証・登録の範囲)

本部 〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1 4 5 0番地1 1
土呂支所 〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町1 - 5 0 - 4
西部支所 〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡1 - 1 1 - 3 4
※全組織、全活動を範囲とする。

(3) 環境管理責任者、担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者 浅川 進
担当者 社会環境課 長濱 一幸
連絡先 電話：048-649-5496 FAX：048-649-5493
E-mail：k.nagahama@saitama-kankyo.or.jp

(4) 事業内容

環境に関する測定、分析及び調査・研究
水道事業の原水・浄水の検査
簡易専用水道に関する法定検査
浄化槽に関する法定検査
環境保全活動の普及啓発及び支援

(5) 事業の規模（2024 年度末現在）

売上高 1,182,135 千円
従業員数 117 名
事業所延べ床面積 2,914.15 m²

(6) 法人設立年月日

昭和 47 年 5 月

(7) 資本金

一般社団法人につき 0 円

環境経営目標

2024年 4月 1日

No.	項目	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度 2020年度	年度目標 2024年度	中期3年目標		
								2022年度	2023年度	2024年度
環境負荷										
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高の削減	kg-CO ₂ /千円	総務課	全部署	0.45	△2%	△1%	△1.5%	△2%
	電力使用量の削減	年間使用量の削減	kWh	環境計測課 (総務課)	全部署	661,592	△2%	△1%	△1.5%	△2%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	ℓ/台	調査推進課・調査企画課 (総務課)	全部署	1,092.00	△2%	△1%	△1.5%	△2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	総務課	全部署	6,165	△2%	△1%	△1.5%	△2%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	総務課	全部署	2,499	△2%	△1%	△1.5%	△2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	91	91.0%以上	91.5%以上	91.0%以上	91.0%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	総務課 環境計測課・上水試験課・浄化槽管理課・浄化槽検査課	全部署	—	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理 (3物質)	t(トン)	環境計測課 (総務課)	(環境計測課含む全該当部門分)	第1種0.17	±0	±0	±0	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	総務課	全部署	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓デー年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓デー年間12回実施	活動継続	活動継続	活動継続
サービスの提供										
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	水道検査課	同左	現場7,226施設 書類516施設	現場 6,400施設 書類 500施設	当該年度毎に目標設定		
8	公共用水域(河川)水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 年間実施基数 案内返信率 %	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条2,024基 11条36,134基 返信率85%	7条 1,900基 11条 44,000基 返信率 90%	当該年度毎に目標設定		
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境ミナ・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 ミナ・学習等 年間件数 ニュース 年間発行回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修会6回 ミナ・学習3回 ニュース4回	支援・研修会 年間4回以上 ミナ・学習等 年間3物件以上 ニュース年間4回発行	活動継続	活動継続	活動継続

環境経営計画（環境経営目標毎の具体的取り組み一覧）

2024年4月1日

No.	項目	取り組み内容	実施時期	取纏部門	主管部門	該当部門	
環境負荷							
1	二酸化炭素排出量の削減	電力使用量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課 （環境計測課含む全部門分）	環境計測課	全部署
			②No残業Day及び19：00退社（消灯）の励行	通年			
			③クールビズ、ウォームビズの推奨	別途期間明示			
			④IAQフィルターの定期清掃（月1回推奨、美化活動、大掃除）	12月ほか			
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブ・アイドリングストップの励行	通年	総務課（調査推進課・調査企画課含む全該当部門分）	調査推進課・調査企画課	社会環境課・総合営業課・業務課・調査推進課・調査企画課・上水試験課・水道検査課・浄化槽検査課	
		②軽自動車等への入替、ドライブレコーダーの導入推進					
都市ガス使用量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課	総務課	全部署		
	②クールビズ、ウォームビズの推奨						
2	水使用量の削減	①給湯室やトイレ等の節水	通年	総務課	総務課	全部署	
		②分析機器や排気装置、洗浄水等の節水					
		③夏場の打ち水時の雨水等再利用水の活用					
3	グリーン購入の推進	グリーンマーク・エコマーク表示商品の購入推進	通年	総務課	総務課	全部署	
4	廃棄物の適正管理と排出抑制 排水の適正管理	①廃棄物の適正廃棄、定期的なパトロールによる廃棄物分別増減の把握と排出抑制	通年	総務課・社会環境課 （全部署分）	総務課	全部署	
		②排水の適正管理（自主基準設定等による管理）					
5	化学物質の取扱量の適正管理	①取扱い化学物質の種類及び量の把握（*3物質アセトニトリル、トルエン、ジクロロメタン）	通年	総務課（環境計測課含む全該当部門分）	環境計測課	該当物質取扱い部署	
		②適正な保管、使用による取扱量の管理（3物質）					
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	月1回の美化活動、整理整頓Day実施	通年	総務課	総務課	全部門	
サービスの提供							
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施	通年	水道検査課	水道検査課	水道検査課	
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施、受検案内の送付	通年	浄化槽管理課・浄化槽検査課	浄化槽管理課・浄化槽検査課	浄化槽管理課・浄化槽検査課	
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施、環境セミナー・環境啓発学習の実施、環境ニュースの発行	通年	総務課	総務課	総務課・社会環境課	

*当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あるため、対象を3物質としています。

進捗管理表

2025年3月末現在

環境経営目標ごとの進捗管理表

No.	項目	目標内容	単位	基準年度	年度目標	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期累計			第4四半期 (年間) 確認
				2020年度	2024年度 (年間目標値)	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (半期)	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (年間)	
環境負荷																		
1	二酸化炭素排出量の削減	CO ₂ 排出量/売上高の削減	kg-CO ₂ /千円	0.450	Δ2% (0.441)	Δ 47.30 0.102	Δ 42.22 0.156	Δ 41.95 0.192	Δ 36.12 0.236	Δ 37.99 0.277	Δ 34.16 0.296	Δ 35.38 0.309	Δ 35.11 0.324	Δ 34.77 0.343	Δ 34.88 0.360	Δ 34.71 0.379	Δ 34.78 0.370	目標クリア
	電力使用量の削減	電気使用前年度以下	kWh	661,592	Δ2% (648,360)	Δ 27.41 49,561	Δ 24.67 91,870	Δ 24.75 137,675	Δ 23.66 192,830	Δ 22.93 255,757	Δ 21.90 314,635	Δ 21.35 363,358	Δ 21.81 404,952	Δ 22.57 452,917	Δ 22.97 506,631	Δ 23.42 564,275	Δ 23.20 618,930	目標クリア
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	ℓ/台	1.092	Δ2% (1,070)	Δ 25.02 78	Δ 23.26 160	Δ 24.47 249	Δ 24.14 350	Δ 24.49 443	Δ 24.11 527	Δ 24.50 615	Δ 24.03 698	Δ 24.80 778	Δ 24.82 853	Δ 25.02 929	Δ 24.47 1,020	目標クリア
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	6,165	Δ2% (6,042)	Δ 4.98 286	Δ 7.32 405	Δ 3.10 688	13.26 1,537	32.35 2,733	42.78 3,661	38.45 3,925	29.35 4,055	21.59 4,528	19.52 5,119	14.11 5,695	14.77 6,262	目標未達
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	2,499	Δ2% (2,449)	- -	Δ 5.90 351	- -	Δ 10.84 773	- -	Δ 12.43 1,155	- -	Δ 14.33 1,530	- -	Δ 12.98 1,917	- -	Δ 11.33 2,325	目標クリア
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	91	91.0%以上	-	-	95.6%	-	-	95.4%	-	-	94.1%	-	-	94.8%	目標クリア
4	廃棄物、排水の適正管理及び抑制	分析に必要な量を減らす目標 設定は合理的でないため、適正 管理活動の計画を目標とする。	-	-	適正管理	-	-	問題なし	-	-	問題なし	-	-	問題なし	-	-	問題なし	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理 (P R T R) および抑制	取扱量の適正管理及び抑制制 (3物質)	t(トン)	第1種0.17	±0	-	-	-	-	-	第1種0.05 特定0.00	-	-	-	-	-	第1種 0.15 特定 0.00	取扱量把握 抑制目標内
6	4Sの実施、美化活動、整理 整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施(西部 支所) 整理整頓デーの実施	美化活動年間回数 ロードサポート年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	美化 ロード 整理実施 100%	目標クリア	
サービスの提供																		
7	簡易専用水道設備管理による 公衆衛生の維持・向上～ 簡易専用水道法定検査受検率 の向上	法定検査受検率向上のための 検査基数の増加	現場検査、書類検査、 年間実施施設数	現場7,226施設 書類516施設	現場6,400施設 書類500施設	-	-	現場：1,449 99.9% 書類：64 85.3%	-	-	現場：2,940 99.0% 書類：139 84.2%	-	-	現場：4,559 98.7% 書類：274 89.8%	-	-	現場：6,213 97.1% 書類：489 97.8%	目標未達
8	公共用水域(河川)水質の 向上～浄化槽法定検査受検率 の向上	法定検査受検率向上のための 検査基数の増加、受検案 内返信率増加	7案、11案検査 年間実施基数 案内返信率 %	7案2,024基 11案36,234基 返信率85%	7案検査1,900基/ 年 11案検査44,000 基/年 案内返信率90%	-	-	7案532基 110.8% 11案 10,660基 108.2% 返信率 87.9%	-	-	7案 948基 92.0% 11案 22,340基 105.6% 返信率 89.2%	-	-	7案1,375基 91.7% 11案 33,845基 102.3% 返信率 89.8%	-	-	7案1,721基 90.6% 11案 43,561基 98.9% 返信率 90.6%	目標未達
9	環境意識の醸成、啓発、環 境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会 の実施 環境セミナー・環境学習等の実施 環境コースの発行	支援・研修会 年間回数 セミナー・学習等 年間件数 コース年間発行回数	支援・研修会6回 セミナー・学習3回 コース4回	支援・研修会 年間4回以上 セミナー・学習等 年間3物件以上 コース年間4回発行	コース発行 100%	-	コース発行 100% 坂戸水辺教室 実施	-	-	環境セミナー 実施 環境フォーラム △出張	コース発行 100% 環境わくわく 体験実施	-	-	コース発行 100%	-	-	目標クリア

*同期累計との比較としている。

*売上は4月に1年分計上が多い為、同期累計との比較としている。(データは翌月の部長会議での部門別収入実績集積より)

次年度の環境経営目標

2025年 4月 1日

No.	項目	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度	年度目標	3年目標		
						2024年度	2025年度	2025年度	2026年度	2027年度
環境負荷										
1	二酸化炭素排出量の削減	CO ₂ 排出量/売上高 の削減	kg-CO ₂ /千円	総務課	全部署	0,35	△1%	△1%	△1.5%	△2%
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	総務課	全部署	618,930	△1%	△1%	△1.5%	△2%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減（車両平均燃費の向上）	ℓ/台	総務課	車両使用部署	1,020	△1%	△1%	△1.5%	△2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	Nm ³	総務課	全部署	6,262	△1%	△1%	△1%	△1%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	総務課	全部署	2,325	△1%	△1%	△1.5%	△2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	94.8%	91.0%以上	91.0%以上	91.0%以上	91.0%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	総務課	全部署	—	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理（4物質） キシリ、ジクロロメタン、トルエン、クロロホルム	t(トン)	環境計測課 (総務課)	(環境計測課 含む全該部門分)	第1種0.14	±0	±0	±0	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	総務課	全部署	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	活動継続	活動継続	活動継続
サービスの提供										
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	水道検査課	同左	現場6,213施設 書類 489施設	現場 6,425施設 書類 490施設	当該年度毎に目標設定		
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 年間実施基数 案内返信率 %	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条 1,721基 11条 43,561基 返信率 90.6%	7条 受検率90%以上 11条 前年度5%増 返信率 90%	当該年度毎に目標設定		
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境ミナ・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 ミナ・学習等 年間件数 ニュース 年間発行回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修会6回 ミナ・学習3回 ニュース4回	支援・研修会 年間4回以上 ミナ・学習等 年間3物件以上 ニュース年間4回発行	活動継続	活動継続	活動継続

※浄化槽の基準年度は前年度実績値とし、毎年更新する。また、7条は設置基数（対象浄化槽）が年度により変動するため、受検対象基数の90%（受検率）としている。

※二酸化炭素排出量の基準値は環境省にて公表されている最新の令和7年度報告電気事業者別排出係数を参照して計算している。

次年度の環境経営計画

2025年4月1日

No.	項目	取り組み内容	実施時期	取纏部門	主管部門	該当部門
環境負荷						
1	二酸化炭素排出量の削減					
	電力使用量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課	総務課	全部署
		②No残業Day及び19：00退社（消灯）の励行	通年			
		③クールビズ、ウォームビズの推奨	別途期間明示			
		④IPコフイルターの定期清掃（月1回推奨、美化活動、大掃除）	12月ほか			
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブ・アイドリングストップの励行	通年	総務課	総務課	社会環境課・業務課・調査課・ 上水試験課・水道検査課・ 浄化槽本部
②軽自動車等への入替、ドライブレコーダーの導入推進						
都市ガス使用量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課	総務課	全部署	
	②クールビズ、ウォームビズの推奨					
2	水使用量の削減	①給湯室やトイレ等の節水	通年	総務課	総務課	全部署
		②分析機器や排気装置、洗浄水等の節水				
		③夏場の打ち水時の雨水等再利用水の活用				
3	グリーン購入の推進	グリーンマーク・エコマーク表示商品の購入推進	通年	経理課	経理課	全部署
4	廃棄物の適正管理と排出抑制 排水の適正管理	①廃棄物の適正廃棄、定期的なパトロールによる廃棄物分別増減の把握と排出抑制	通年	総務課・ 社会環境課 （全部署分）	総務課	全部署
		②排水の適正管理（自主基準設定等による管理）				
5	化学物質の取扱量の適正管理	①取扱い化学物質の種類及び量の把握 （*4物質： <u>ナトリウム、トルエン、ジクロロメタン、クロホルム</u> ）	通年	総務課 （環境計測課含む全 該当部門分）	環境計測課 （総務課）	該当物質取扱い部署
		②適正な保管、使用による取扱量の管理（4物質）				
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	月1回の美化活動、整理整頓Day実施	通年	総務課	総務課	全部門
サービスの提供						
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施	通年	水道検査課	水道検査課	水道検査課
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施、受検案内の送付	通年	浄化槽本部	浄化槽本部	浄化槽本部
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施、環境セミナー・環境啓発学習の実施、環境ニュースの発行	通年	総務課・ 社会環境課	総務課・ 社会環境課	総務課・社会環境課

*当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あり、使用量の多い第一種指定化学物質対象のうち4物質として2025年度に見直しました。

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果、並びに違反、訴訟などの有無

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果

適用される環境関連法規等について、四半期に一度遵守状況の確認を行っています。

遵守確認日2025.3.31

[法規制等の目的]/法規制等の名称(略称)	遵守対象	遵守事項/手続き (全項目について環境管理責任者に必ず連絡・報告すること)	担当	遵守メモ
[水質汚濁の防止] 水質汚濁防止法/下水道法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例/さいたま市下水道条例/坂戸・鶴ヶ島下水道組合下水道条例				
下水道法/水質汚濁防止法	分析水等の排水	排除基準等全項目自主検査(本館・新館) [除害施設管理責任者]	計測/上水	毎月基準以下確認済
		シクロロメタン(月2回)自主検査(本館) [除害施設管理責任者]	計測	毎月基準以下確認済
	特定施設、除害施設管理者の届出(代表者、構造等の変更時)(本館・新館) さいたま市に提出[除害施設管理責任者]	排除基準等全項目自主検査(西部支所)	浄化槽	毎月基準以下確認済
		特定施設の届出(代表者、構造等の変更時)(西部支所) 坂戸・鶴ヶ島下水道組合及び東松山環境管理事務所に提出	計測	届出変更事例なし
		特定施設の届出(代表者、構造等の変更時)(西部支所) 坂戸・鶴ヶ島下水道組合及び東松山環境管理事務所に提出	浄化槽	届出変更事例なし
水質汚濁防止法	分析水等の排水	有害物質使用特定施設の構造基準遵守及び定期点検義務 (本館・新館)[除害施設管理責任者]	計測/上水	月1回点検済
		有害物質使用特定施設の構造基準遵守及び定期点検義務 (西部支所)	浄化槽	月1回点検済
下水道法/水質汚濁防止法	分析水等の排水	<事故時>特定施設における有害物質を含む水等の漏えい(排出・地下浸透)時の応急処置及びさいたま市への通報等(本館・新館)[除外施設管理責任者]	計測	漏洩事例なし
		<事故時>特定施設における有害物質を含む水等の漏えい(排出・地下浸透)時の応急処置及び坂戸・鶴ヶ島下水道組合、東松山環境管理事務所への通報等(西部支所)	浄化槽	漏洩事例なし
[廃棄物の適正処理] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出	マニフェスト等状況報告 さいたま市に提出(毎年6月)[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	5/30市に提出
		産業廃棄物の適正処理 マニフェスト終了(収集・収集運搬業許可証等の確認、保管場所設置(掲示板の設置))[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	全体廃棄、6.10.1月に実施、記録保管
		産業廃棄物の保管管理	計測/上水/調査/浄化槽	水銀保管周知あり
		産業廃棄物の運搬(自社運搬)車両の表示及び書面の備え付け(携帯)	浄化槽	問題なし
		特別管理産業廃棄物管理責任者の届出(変更時) さいたま市に提出[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	届出変更事例なし
		一般廃棄物の保管管理、適正処理	総務	文書廃棄なし
[廃棄物の適正処理] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令	対象物質の使用	水銀使用製品産業廃棄物の保管管理、処理は産廃に同じ	総務	教育実施
[放射線障害の防止] 放射線障害防止法/放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び同法律施行規則				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	表示付放射性同位元素装備機器(ECD)の使用	ECDセルの届出(新規・廃棄・変更時) (安全管理責任者不要)	計測	届出変更事例なし
		<事故等>ECDセルの事故等の原子力規制委員会への報告	計測	事故事例なし
[放射能装置の管理] 労働安全衛生法/同施行規則等				
労働安全衛生法第88条 労働安全衛生法施行規則第85条、第86条	X線回折装置の使用	機械等設置届、放射線装置摘要書、管理区域の説明書(図面)、装置のカタログの提出 さいたま労働基準監督署に2部提出(設置の30日前まで)	計測	該当事項なし
[大気汚染の防止] 大気汚染防止法/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
さいたま市生活環境の保全に関する条例	局所排気装置(ドラフト)からの排出	《事故時》 特定物質の排出時の応急措置及び通報	計測/上水	事故事例なし
		P R T R法の項目で0.5tを超えたとき、敷地境界線の風上・風下(2回/年)測定(提出不要)	計測/上水	超過なし、測定なし
[騒音の防止] 騒音規制法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
騒音規制法	送風機音や夜間作業音	室外機の騒音/夜間の作業音(苦情発生時)自主的な判断で実施	総務	苦情なし
[悪臭の防止] 悪臭防止法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
悪臭防止法/さいたま市生活環境の保全に関する条例	検体、分析に伴う悪臭の発生	<事故時>通報及び応急措置	計測/上水	通報事例なし
[火災対策] 消防法/火災予防条例/さいたま市火災予防条例/坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例				
消防法	防火対象の建物の使用	防火管理者、消防計画・自衛消防隊・火元責任者等の届出(作成・変更時)	総務	該当事項なし
		《技術上の基準》消防設備(火災報知器及び非常警報装置等)点検及び点検結果の届出	総務	年2回実施済
	防火管理者の責務	消火、通報及び避難の訓練の実施(9月)及び訓練の前の消防署への通報	総務	年2回実施済
[危険物の管理] 消防法/さいたま市火災予防条例/危険物の規制に関する政令				
危険物の規制に関する政令	分析工程での危険物の使用	危険物の保管量の把握、 廃溶剤の廃棄(年2回程度、一部は年3回程度)	計測/上水	保管量把握、廃棄記録済

〔法規制等の目的〕/法規制等の名称(略称)	遵守対象	遵守事項/手続き (全項目について環境管理責任者に必ず連絡・報告すること)	担当	遵守状況
〔高周波利用設備の管理〕				
電波法				
電波法	高周波利用設備 (ICP-MS) の使用	高周波利用設備の届出(追加・変更時)	計測/上水	今期届出変更なし
〔簡易専用水道の衛生的で安全な水の確保〕				
水道法				
水道法第34条	検査対象設備の使用	簡易専用水道検査(年1回)(本館・新館)	総務	8月実施済
〔高圧ガスの取扱い〕				
高圧ガス保安法				
高圧ガス保安法	分析工程での高圧ガスの使用	《貯蔵・消費》 経済産業省令で定める技術上の基準の遵守	計測/上水	取付確認、定期残量確認
		《危険・事故時》 応急措置及び販売業者への連絡	計測/上水	地震後配管確認済
〔窒素酸化物による大気汚染の防止〕				
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法/埼玉県生活環境保全条例				
NOxPM法(埼玉県生活環境保全条例)	自家用自動車の使用	当該の車両30台以上の時、自動車使用管理計画・年度報告(毎年6月)	総務	30台未満報告対象外
〔適正な作業環境の確保や労働者の健康保持〕				
労働安全衛生法				
労働安全衛生法	法令で対象となる作業場の使用	作業環境測定の実施、結果の保管(本館、新館)	総務	年2回実施済
		化学物質のリスクアセスメントに関する事項の遵守	総務	現状該当なし
		事業場におけるリスクアセスメント実施に関して随時(最新版の管理)	総務 調査企画	調査企画課長より総務に情報提供あり。適宜関係者に周知。
〔フロン類の排出抑制〕				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律「フロン排出抑制法(H27.4.1施行)」				
フロン排出抑制法	対象物の使用	第一種特定製品の設置・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、フロン漏えい時の措置④点検・整備の記録作成・保存	総務	点検実施
		フロン類算定漏洩量等の報告、フロン類の充填・回収の委託義務等(整備時、廃棄時)	総務	漏洩事例なし
		フロン類充填分析用機器、車載冷蔵庫	計測/上水/ 浄化槽	点検実施
〔地球温暖化対策〕				
埼玉県地球温暖化対策推進条例(自動車対策)				
埼玉県地球温暖化対策推進条例	自家用自動車の使用	自動車地球温暖化対策計画・年度報告	総務	30台未満報告対象外
〔エネルギーの使用の合理化〕				
エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法(改正省エネ法はH22.4.1施行)」				
省エネ法	対象外事業所	原油換算(現状では届出対象外、毎年度対象対象外の確認)	総務	報告対象外
〔化学物質の排出量・移動量の把握・届出〕				
化学物質排出把握管理促進法(PRTTR制度)/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
化学物質排出把握管理促進法(PRTTR制度)/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例	分析工程での法対象化学物質の使用	取扱量により届出必要(毎年6月)、取扱量の把握	計測/上水	0.5t超過なし 届出不要
〔有機溶剤、特定化学物質の管理〕				
労働安全衛生法/同施行規則				
有機溶剤中毒予防規則/特定化学物質障害予防規則	分析工程での法対象化学物質の使用	作業主任者、保管、局所排気装置設置、必要事項の掲示、作業環境測定、特殊健康診断実施等	計測/上水	表示、作環測定、健診等実施済
〔毒物及び劇物について、保険衛生上の見地から必要な取締〕				
毒物及び劇物取締法				
毒物及び劇物取締法	分析工程での法対象化学物質の使用	特定毒物研究者の届出(変更時) さいたま市長(さいたま市保健所)に提出	計測	今期届出変更なし
		毒物・劇物の管理(使用量及び残量等の記録)	計測/上水/ 浄化槽	在庫確認記録済
〔その他の要求事項の管理〕				
近隣住民との合意書(近隣住民の要望)				
近隣住民との合意書(近隣住民の要望)	分析場の設置	設置時/その他合意書に記載された時期	総務	総務にて保管、対応済
〔他の各種法律等の対象物品の管理〕				
各種法律				
資源有効利用促進法	物品の使用	パソコン・自動車の長期使用、溶剤等回収・分別排出	総務	総務報告にて確認済
容器包装リサイクル法	容器包装の使用	一般廃棄物の分別排出、ガラスビン・ポリビンの繰り返し使用	総務	総務報告にて確認済
家電リサイクル法	家電の使用	対象家電の処理費用負担(リサイクル券購入)	総務	総務報告にて確認済
グリーン購入法	事務用品の使用	グリーン購入適合品の選択・購入(グリーン購入品率・リサイクル用紙利用率確認)	総務	総務報告にて確認済
小型家電リサイクル法	小型家電の使用	携帯電話、デジタルカメラ、ノートパソコン等の分別排出	総務	総務報告にて確認済

*業としての許認可関連法令は表から除外しています。

*エコアクション21審査でのフロン排出抑制法に関する指摘については速やかに対応しました。

*関係当局より違反等の指摘はありません。

(2) 訴訟などの有無

訴訟などはありませんでした。

EA21 代表者による見直し

2025年3月11日

事項	報告内容(要旨)	代表者の評価と指示
環境経営目標の達成状況、並びに環境経営計画の実施及び運用結果、実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> 2024年度目標については、概ね達成できた。 環境経営計画の実施、運用について全般としての実施状況は良好であったといえる。 実施体制についても特に問題はなかった。 浄化槽検査の依頼案内返信率が現時点で達成率が目標を下回っている。 	<p>滞りなく、又、目標値も見直すことなくクリアできたことは評価する。2024年度目標の未達成項目については、理由を分析し、次年度以降の目標達成方策等の見直しを含め検討すること。</p> <p>環境経営計画の実施、運用では、概ね良好であった。今後は、取り組み内容が適切かどうかを検討し、必要に応じて展開し、環境経営計画を改定すること。</p> <p>実施体制について特に問題はなく、今後も継続の上、支所も含めた、全員一丸となって取り組む体制を更に進めること。</p> <p>浄化槽検査基数については、土曜検査を活用して達成に向け努力している。返信率については、引き続き再発送等で対応の予定であるとのこと。受検率向上の施策は、指定検査機関としての責務のため、引き続き継続すること。</p>
環境関連法規の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> 遵守評価の結果は年間として問題なかった。 	<p>引き続き、環境関連法令の遵守を徹底すること。</p>
外部からの環境に関する苦情や要望の受付及び処置状況	<ul style="list-style-type: none"> 苦情や要望は、特になかった。 	<p>引き続き、地域環境保全を図って行くこと。</p>
前回の指示事項への取組結果	<ul style="list-style-type: none"> 11条検査基数については指定採水員検査の増加を目指し、基数を増やしていく。 	<p>指定採水員検査基数を増やすには、指定採水員及び事業所並びに行政との協力が必要である。今後は制度の見直し等を行い、関係者との連携を強化し、実施基数の増加に努めること。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<p>中期経営計画の見直しに伴い、より環境 CSV 企業を目指し、SDGs を意識した取組や事業を展開すること。</p> <p>引き続き目標達成と社内外に公表し、企業アピールをしていくこと。</p>
環境への取組やシステムにおいて、成果をあげ、更に発展強化させる点や、改善すべき点		<p>エネルギー使用量について観測している項目のうち、CO₂とガソリン・軽油使用量の削減は目標を大きく上回っている。都市ガス使用量の削減含め、引き続き目標達成に努めること。</p> <p>また、分析機器更新、別館 LED 照明の切り替えが予定されているので、更新後の電力使用量を注視していくこと。修繕計画や設備導入計画等を検証し、実施すること。</p>



◆本冊子に関するお問い合わせ先

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

[本部] 〒330-0855

埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11

社会環境課 TEL 048-649-5496

FAX 048-649-5493